



環境影響評価制度の施行状況について

令和3年6月23日

環境省 大臣官房 環境影響評価課



1. 環境政策を巡る動向

菅総理が2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを表明

- 2020年10月26日に行われた第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅総理より「2050年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」とし、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。



地球温暖化対策を
日本の成長戦略へ

地球温暖化対策推進本部 菅内閣総理大臣締め括り発言 (令和3年4月22日)

- 令和3年4月22日に開催された第45回地球温暖化対策推進本部では、2030年に向けた我が国の気候変動対策について議論が行われ、菅総理から以下の発言があった。

【第45回地球温暖化対策推進本部における菅内閣総理大臣発言】

集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素化は待ったなしの課題です。同時に、気候変動への対応は、我が国経済を力強く成長させる原動力になります。

こうした思いで、私は、2050年カーボンニュートラルを宣言し、成長戦略の柱として、取組を進めてきました。

地球規模の課題の解決に向け、我が国は、大きく踏み出します。2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。このあと、気候サミットにおいて、国際社会へも表明をいたします。

46%削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるものであり、決して容易なものではありません。

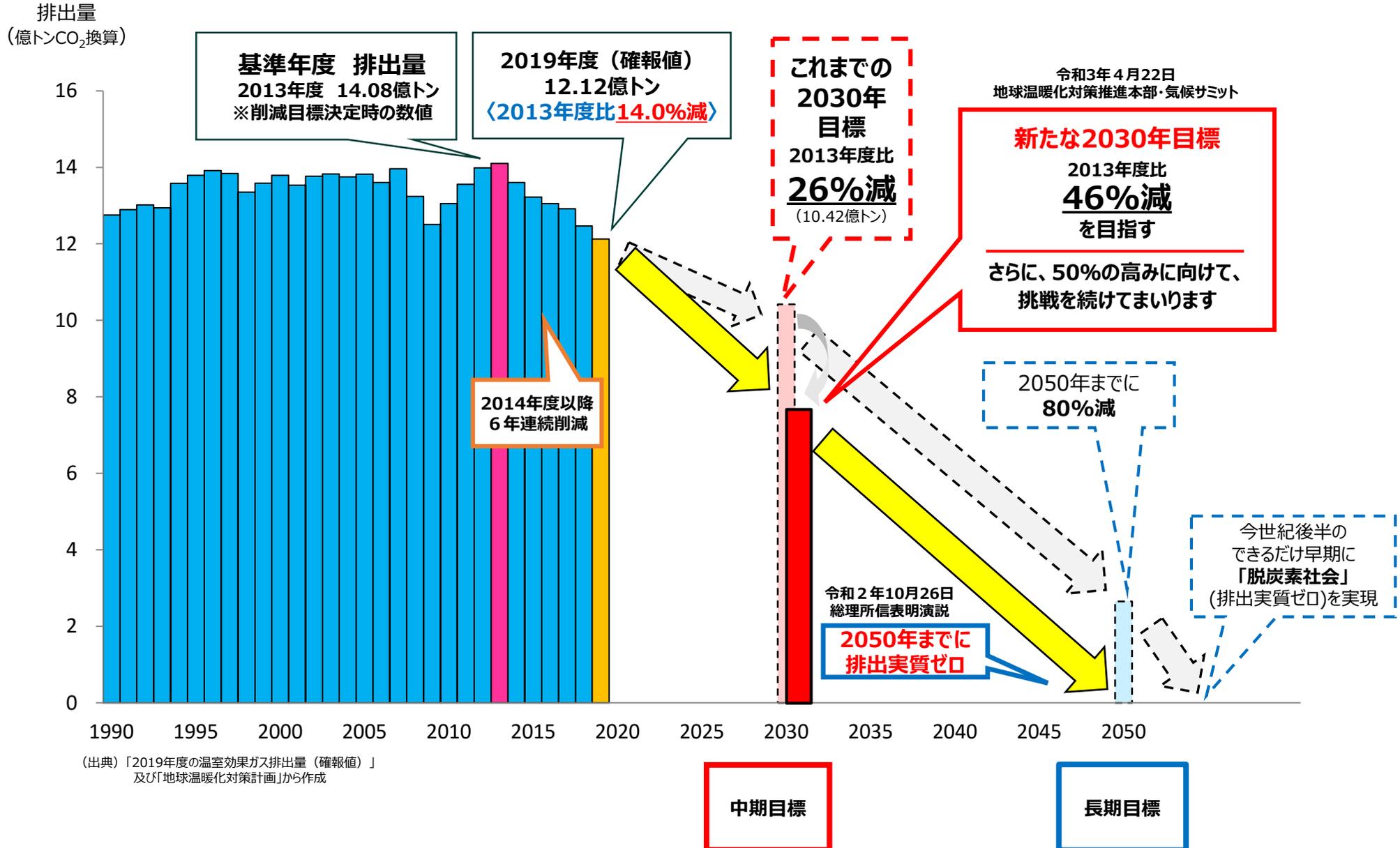
しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次の成長戦略にふさわしいトップレベルの野心的な目標を掲げることで、世界の議論をリードしていきたいと思えます。

今後は、目標の達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し、力強い成長を作り出していくことが重要であります。

再エネなど脱炭素電源の最大限の活用や、投資を促すための刺激策、地域の脱炭素化への支援、グリーン国際金融センターの創設、さらには、アジア諸国をはじめとする世界の脱炭素移行への支援などあらゆる分野で、できる限りの取組を進め、経済・社会に変革をもたらしてまいります。

各閣僚には、検討を加速していただきますように、お願いをいたします。

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の経緯



国・地方脱炭素実現会議（地域脱炭素ロードマップ[○] 令和3年6月9日同会議決定）

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に脱炭素方策を議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日から計3回開催し、令和3年6月9日の第3回で「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

【地域脱炭素ロードマップ[○]～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～のポイント】

- 足元から**5年間**に政策を総動員し、
 - ①2030年度までに**少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」**（※）をつくる
 - ②**全国で、重点対策を実行**（自家消費型太陽光、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなど）
- 3つの基盤的施策
 - ①**人材・情報・資金の継続的・包括的支援スキーム**構築（地方支分部局が水平連携して支援実施）
 - ②**ライフスタイルイノベーション**（排出見える化や、ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用など）
 - ③**ルールのイノベーション**（風力発電の環境アセスの最適化や、地熱発電の開発加速化など）
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）

（※）民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等も、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用し、取組の進捗や排出削減を評価分析し、透明性を確保する。

● 構成メンバー

<政府> 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
<地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

● 開催経緯

第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組

第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案

第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定。

※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施。



第3回国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

地域脱炭素ロードマップ°（概要）

【キーメッセージ】

- 地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- **再エネ等の地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**に貢献
- 一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める
⇒地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

【ロードマップ実現のための具体策】

今後5年間に対策を集中実施し、

- ① **100カ所以上の「脱炭素先行地域」**（※）の創出
- ② 屋根置き太陽光やゼロカーボン・ドライブなど**重点対策を全国で実施**により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げる

（※）**民生部門**（家庭部門及び業務その他部門）の**電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ**まで削減。
また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。
IoT等も活用しながら、取組の進捗や排出削減を**評価分析**し、**透明性**を確保する。

【3つの基盤的施策】

< 1 > 地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション

- ① エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化
- ② REPOS、EADAS、地域経済循環分析ツールなど、デジタル技術も活用した情報基盤・知見を充実
- ③ 資金支援の仕組みを抜本的に見直し、**複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**

< 2 > グリーン×デジタルでライフスタイルイノベーション

- ① カロリー表示のように製品・サービスの**CO2排出量の見える化**
- ② 脱炭素行動への**企業や地域のポイント**等のインセンティブ付与
- ③ **ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ**の活用

< 3 > 社会を脱炭素に変えるルールのイノベーション

- ① 改正温対法に基づく**促進区域内の再エネ事業促進**
- ② 風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化
- ③ **地熱発電の地域共生による開発加速化**
- ④ **住宅の省エネ基準義務付け**など対策強化に関するロードマップ策定

規制改革実施計画のうち、環境省関係主要事項抜粋

現状と課題(自然公園法・温泉法)

地熱発電普及の障害となる規制等

- 日本の地熱資源のポテンシャルは世界第3位にも関わらず、地熱発電に利用されている資源量はわずか2.5%程度にとどまる。
- 自然公園法上の審査基準や温泉法上の都道府県ごとの規制の不透明さが地熱発電導入拡大の課題となっており、これらの明確化や見直しなどが急務。
- 自然公園内の地熱発電の取扱いを定めた通知にて、「...の場合を除き、原則として地熱開発を認めない」などの記載があり、優良事例であれば開発が認められている第2種・第3種特別地域の適切な地熱発電導入の障害となっている。

【各国の地熱資源量及び地熱発電設備容量】

| 国名 | 地熱資源量 (万kW) | 地熱発電設備容量 (万kW) |
|-----------|--------------|--------------------------|
| アメリカ合衆国 | 3,000 | 372 |
| インドネシア | 2,779 | 186 |
| 日本 | 2,347 | 60 (2020年3月時点) |
| ケニア | 700 | 68 |
| フィリピン | 600 | 193 |
| メキシコ | 600 | 92 |
| アイスランド | 580 | 71 |
| エチオピア | 500 | 1 |
| ニュージーランド | 365 | 98 |
| イタリア | 327 | 92 |
| パルー | 300 | 0 |

【国内の地熱資源量】

国内の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在。

| 地域分類 | 地熱資源量 (万kW) |
|----------|-------------|
| 特別保護地区 | 700 |
| 特別地域 | 1,030 |
| 第1種 | 260 |
| 第2種 | 250 |
| 第3種 | 520 |
| 普通地域 | 110 |
| 国立・国定公園外 | 500 |
| 合計 | 2,340 |

(出典：第8回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(2021年4月27日)資料4-2)

実施事項(自然公園法・温泉法)

1. 自然公園における許可基準や審査要件の明確化

- 自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件(どのような立地や設計であれば容認するかの方針や工夫)の明確化について、専門家や事業者団体等の意見を踏まえて検討し、結果を通知等に反映する。
【令和3年度上期検討・結論・措置】

2. 自然公園内の地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方」の転換

- 自然公園内の地熱発電の取扱い通知における、第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載に関し、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方の整理を検討し、措置する。
【令和3年度上期検討・結論・措置】

3. 温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃

- 都道府県の規制について、科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。
【令和3年度上期措置】
- さらに、都道府県等の意見聴取等による検討を経て、離隔距離規制等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性の結論を得て、ガイドラインにも反映する。
【令和3年度上期検討・結論・措置】

現状と課題(環境アセス)

風力発電における法アセスの現状・課題

- 法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として捉えるべき風力発電所の規模について、法の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から、適正な規模を検討する必要がある。
- また、規模にかかわらず、立地場所の特性により環境影響が懸念される場合がある風力発電所の特性に鑑み、より幅広いスクリーニングや簡易アセスメントの導入などの制度的対応についても、継続して検討する必要がある。

実施事項(環境アセス)

風力発電の環境影響評価手続の対象事業規模要件の見直し等

- 環境影響評価法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模に関して、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。
【令和3年10月措置】



(出典：第7回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(2021年3月29日)資料2)

温対法改正について

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を
市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつなげる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

温対法改正について

背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、**実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した**地域脱炭素化促進事業**(※)を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進**。
(2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%(2019年度)から100%になるよう目指す。)

※ **再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設**（以下「**地域脱炭素化促進施設**」という。）として省令で定めるものの**整備**及びその他の**地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業**であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第2条第6項)。

改正案



1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- (1) 実行計画の実効性を高めるため、**都道府県・政令市・中核市の実行計画**において、再エネ利用促進等の施策(※1)に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標を追加**する(※2) (第21条第3項)。
- (2) **都道府県の実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、(地域脱炭素化促進事業について市町村が定める) **促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる(※2) (第21条第6項及び第7項)。

※1 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取** (第21条第10項及び第11項) や (協議会が組織されているときは当該) **協議会における協議**が必要 (第21条第12項)。
(協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。)

温対法改正について

2. 市町村による実行計画の策定

(1) **市町村（指定都市等は除く。）**は、**実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策**（※）と、**施策の実施目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。

※ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

(2) **市町村**は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**として、**促進区域**（※1）、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を**定めるよう努める**こととする（※2）（第21条第5項）。

※1 **環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準**に従い、かつ、（都道府県が定めた場合にあつては）**都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準**に基づき、定めることとなる。（第21条第6項及び第7項）

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）



3. 地域脱炭素化促進事業の認定

(1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること等**について**市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。

(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等****手続のワンストップ化**（※）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

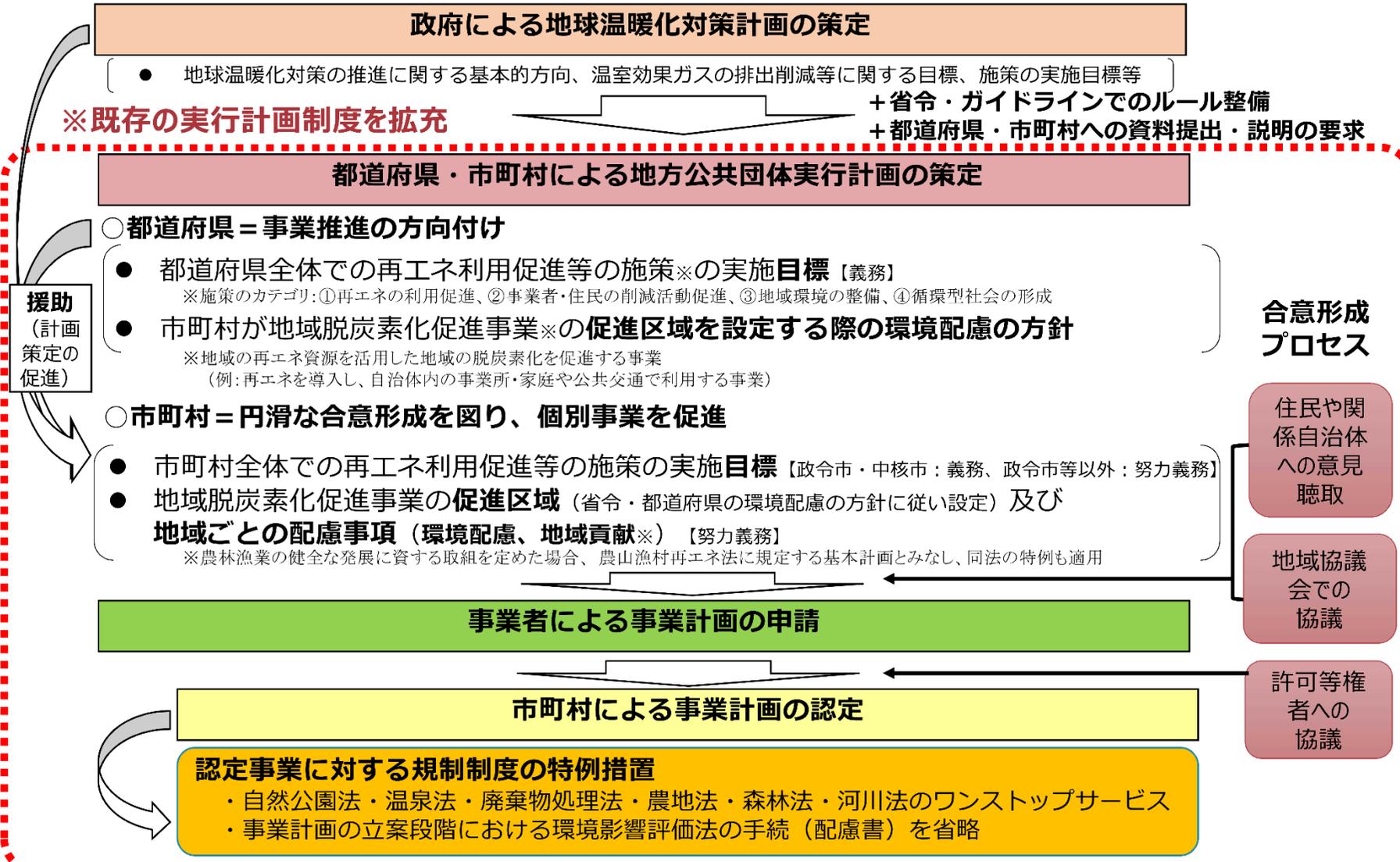
※ **自然公園法**に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、**温泉法**に基づく土地の掘削等の許可、**廃棄物処理法**に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、**農地法**に基づく農地の転用の許可、**森林法**に基づく民有林等における開発行為の許可、**河川法**に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

※ 2. 及び 3. の運用を適正かつ円滑に進める仕組みとして、**国の支援や関与**に関する以下の規定を設ける。

- ・ **国及び都道府県**は、**市町村に対し**、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な**情報提供、助言その他の援助を行うよう努める**（第22条の12）。
- ・ **環境大臣**は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、**関係地方公共団体の長に対し**、必要な**資料の提出又は説明を求め**ることができる（第61条第2項）。

温対法改正について

(参考) 地域の脱炭素化の促進制度のフロー図



2. 環境大臣意見等の提出状況

環境影響評価の施行状況（令和2年度）

令和2年度末時点で716事業が環境影響評価手続を実施し、307事業が評価書手続を終了している。

| | 道路 | 河川 | 鉄道 | 飛行場 | 発電所 | 火力 | 風力 | 太陽光 | その他 | 処分場 | 埋立干拓 | 面整備 | 合計 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|-----------|-------|--------|-------|--------|--------|-----------|
| | 手続実績 | 90 | 11 | 19 | 14 | 533 | 81 | 425 | 9 | 18 | 7 | 20 | 22 |
| 手続中 | 9 | 2 | 2 | 3 | 315 | 4 | 301 | 8 | 2 | 1 | 3 | 2 | 337 |
| R2年度配慮書届出 | 2 | 0 | 0 | 1 | 100 | 1 | 97 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 103 |
| 評価書手続終了 | 70 (2) | 8 (1) | 15 (0) | 10 (0) | 168 (14) | 64 (0) | 88 (14) | 0 (0) | 16 (0) | 6 (1) | 15 (2) | 15 (7) | 307 (27) |
| 手続中止 | 11 (0) | 1 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 50 (8) | 13 (1) | 36 (6) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (1) | 5 (2) | 72 (11) |
| 環境大臣意見・助言 | 80 (5) | 10 (1) | 17 (0) | 12 (0) | 537 (118) | 83 (1) | 429 (112) | 4 (4) | 21 (1) | 1 (0) | 4 (0) | 16 (0) | 677 (124) |
| 配慮書 | 10 (2) | 0 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 334 (99) | 24 (1) | 304 (96) | 2 (2) | 4 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 351 (101) |
| 方法書 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 準備書評価書 | 70 (3) | 10 (1) | 15 (0) | 10 (0) | 203 (19) | 59 (0) | 125 (16) | 2 (2) | 17 (1) | 0 (0) | 4 (0) | 14 (0) | 326 (23) |
| 報告書 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

注1：表は第2種事業に係る件数を含む。

2：表中の括弧内は令和2年度の件数。

3：他の事業種別と一体として実施された埋立て・干拓は、合計では1件としている。

4：評価書手続完了の件数については、評価書の縦覧手続が完了したものを計上している。

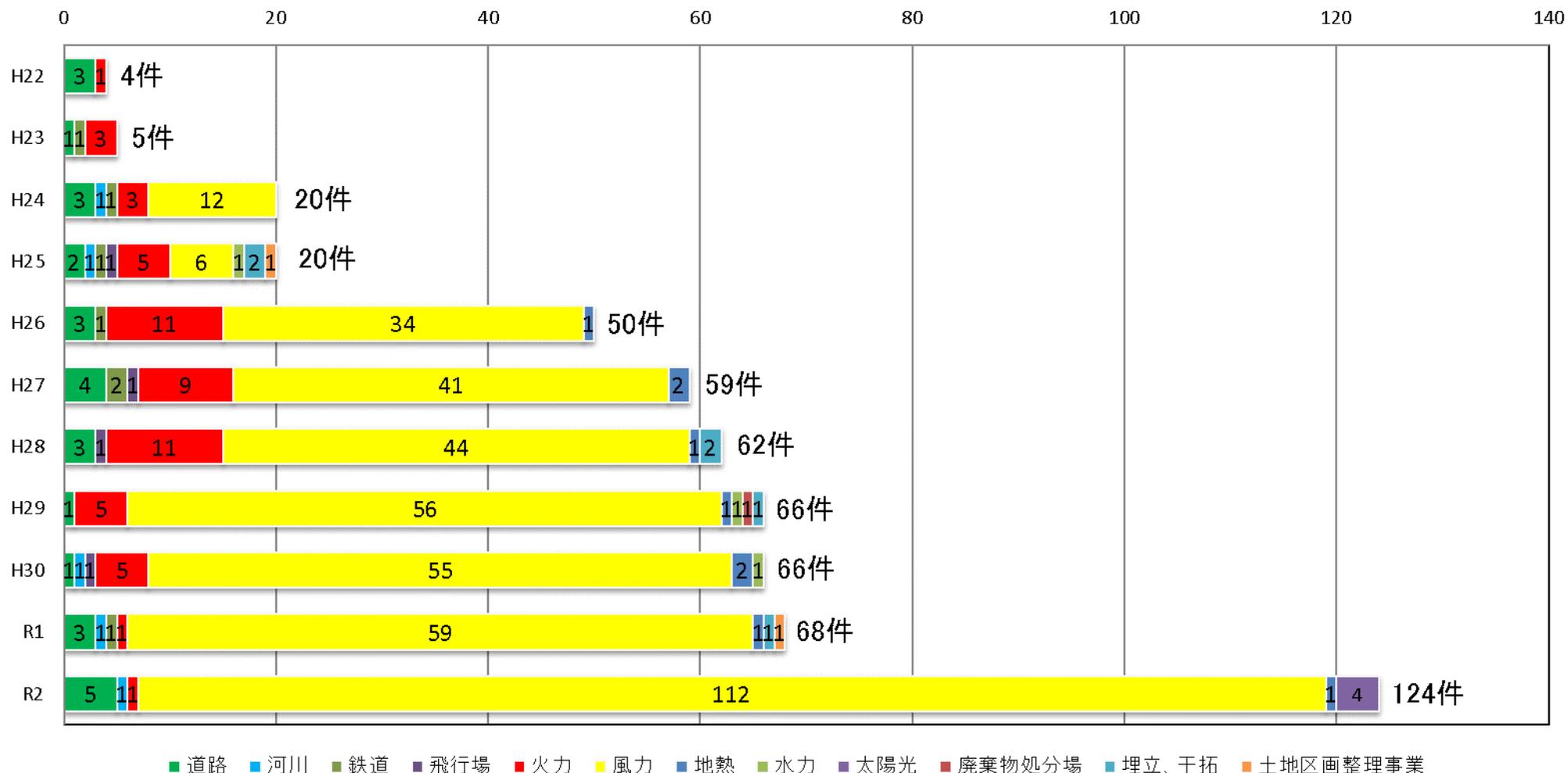
5：発電所及び埋立て・干拓の評価書手続完了の件数については、環境影響評価法第4条第3項2号に基づく通知が終了した事業（スクリーニングの結果、環境影響評価手続不要と判定された事業）7件を含む。

6：道路の配慮書の件数については、検討書に対する環境大臣意見を提出した事業（経過措置）1件を含む。

7：発電所の準備書・評価書の件数については、風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（経済産業省資源エネルギー庁、2012年6月6日）に基づく環境省意見12件を含む。

事業種別の環境大臣意見提出件数の推移

令和2年度は124件の環境大臣意見を提出し、そのうち約9割が風力発電事業



令和2年度 配慮書101件
準備書又は評価書23件

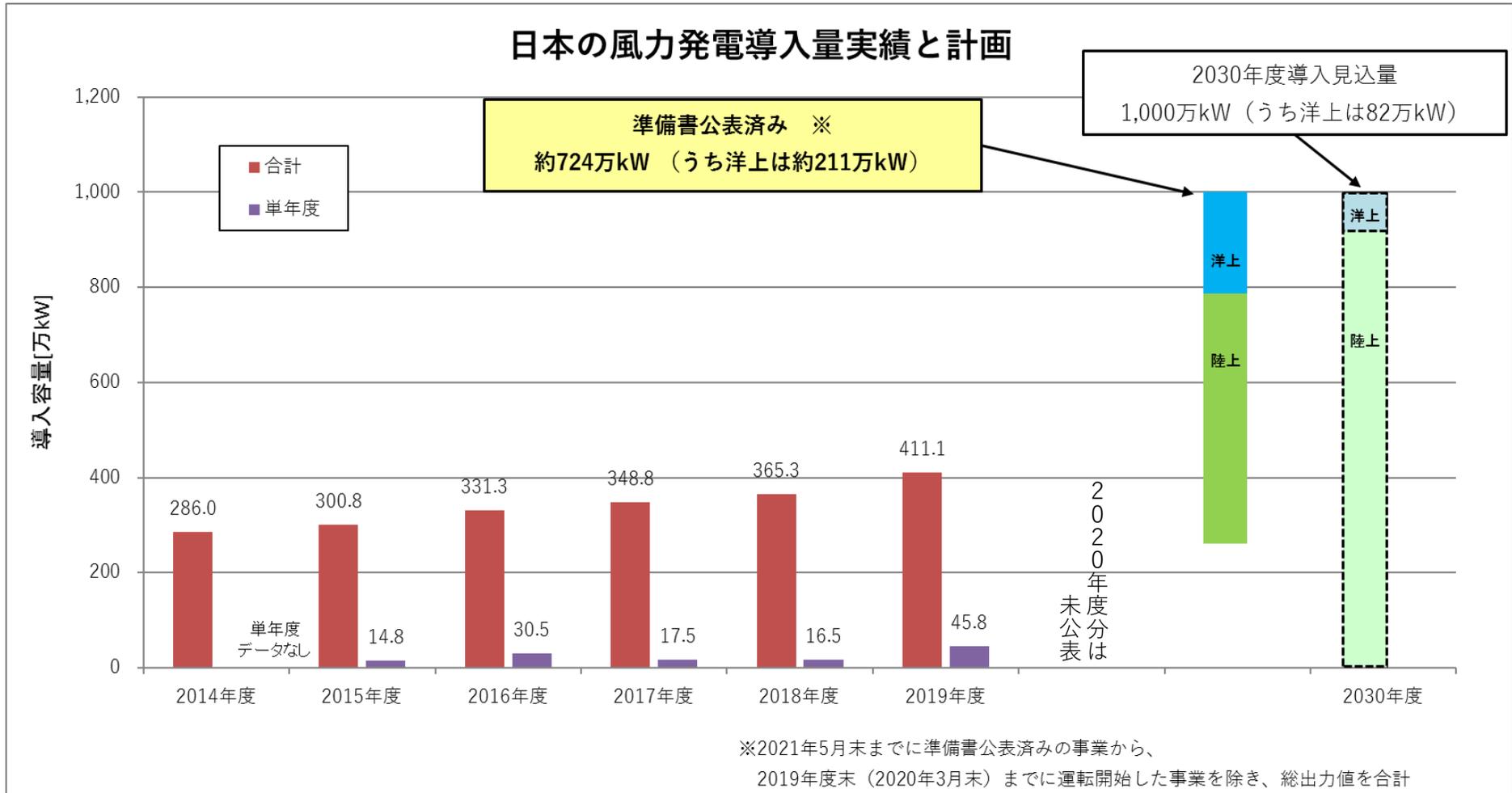
(風力96件、太陽光2件、火力1件、道路2件)
(風力16件、太陽光2件、地熱1件、道路3件、ダム1件)

3. 環境影響評価制度の運用・改善について

①風力発電所に関する取組

風力発電の導入状況

○現在約411万kWの風力発電が導入済み。加えて約724万kWが既に環境アセスメント手続において準備書公表済み。



出典：「導入容量」...資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」のデータを利用(20kW未満を含む)
 「2030年度導入見込量」...資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し関連資料」(平成27年5月)
 なお、アセス実績については環境省集計、陸上と洋上の区分は各事業ごとに事業名称及びアセス図書を参照

環境アセスメントの迅速化

- 再生可能エネルギーの導入には、**地元との調整**や、**環境アセスメント**、**立地のための各種規制・制約**への対応が必要であり、**導入に時間がかかることが課題とされ**、平成25年6月、「**日本再興戦略**」及び「**規制改革実施計画**」に、**環境アセスメントの迅速化**が位置づけられる。

環境アセスメントの迅速化 3～4年程度とされる**手続期間の半減**を目指す

- これを踏まえ、環境省・経済産業省の連携の下、「**国による審査期間の短縮**」及び「**事業者による調査期間の短縮**」のための施策、取組を推進。

<国による審査期間の短縮>

【国の取組】

- ・**国の審査を、自治体の審査と並行して実施**。自治体審査との効率的な連携や迅速化への協力について国から自治体に要請。（環境省・経産省）
- ・環境審査顧問会で一般的によくなされる質問・指摘等が確認できる**チェックリストを整備**。円滑な審査に向けた**事例集を公表**（経産省）
- ・環境審査顧問会の運営合理化（経産省）

【自治体の取組】

- ・住民意見・事業者見解等が揃う前から実質審査を開始する等の取組

<事業者による調査期間の短縮>

- 地域の自然的状況、社会的状況等の情報を収録した**環境アセスメントデータベース“EADAS”を整備**。
立地検討の早期の段階で、自然的社会的な事業リスクが見える化。（環境省）
- 環境調査を前倒しして、他のアセスメント手続と並行して進める**前倒環境調査の手法**について、実証事業を通じて検討を実施。（経産省）
- 平成29年度に**迅速化手法のガイド**としてとりまとめ、事業者による期間短縮の方法論を具体化。平成30年度に**発電所アセスの手引に収録し、迅速化手法を一般化**。（環境省・経産省）

- 令和元年6月、「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」において、「**風力発電における環境アセスメントの期間短縮（期間半減の一般化）**」（経済産業省・環境省）は、上記の施策、取組を通じた措置により、解決との評価。

3. ①風力発電所に関する取組



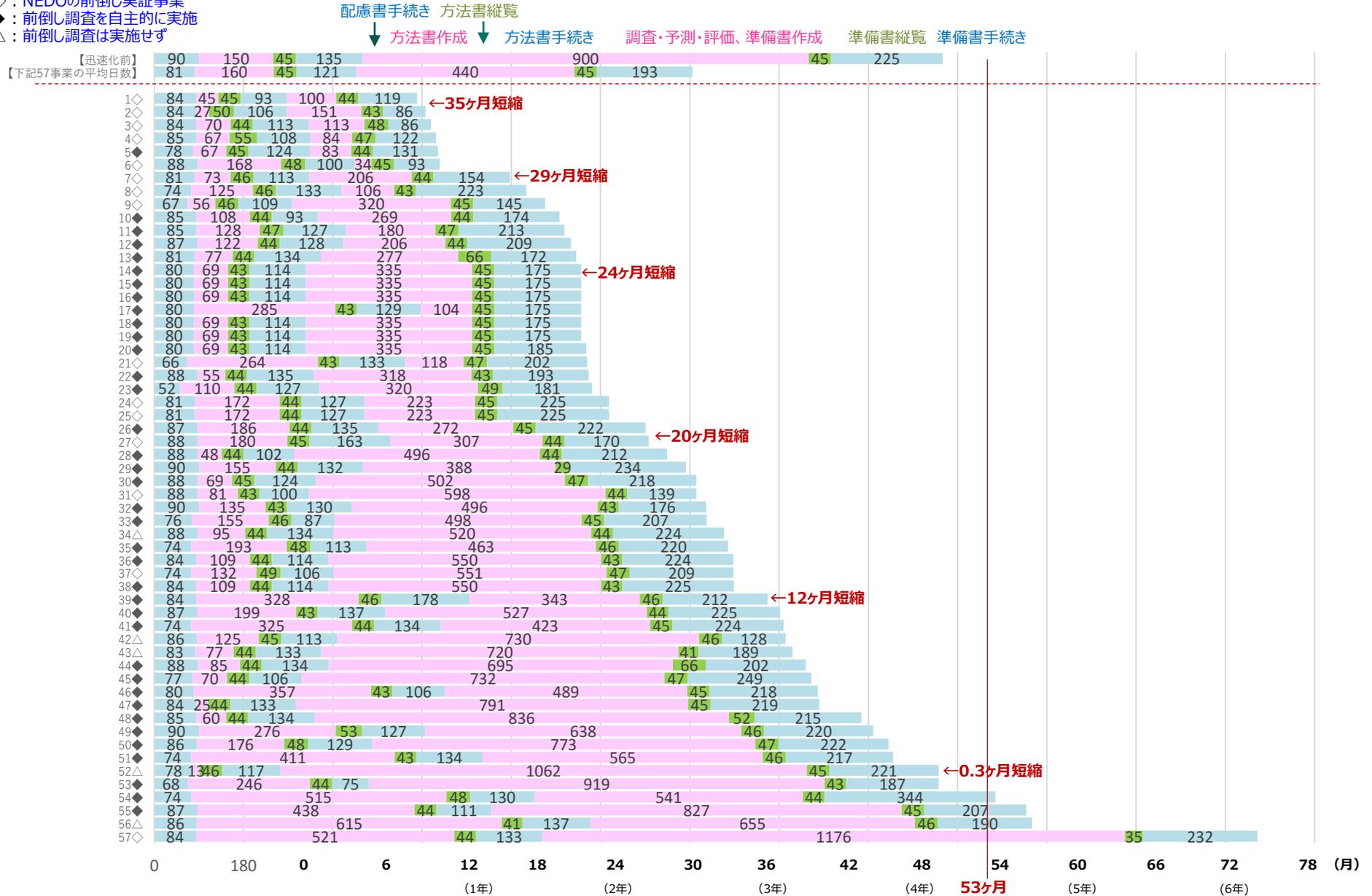
アセス手続（配慮書～準備書）が終了した事例の実績

迅速化の取組を開始して以降、手続（配慮書～準備書）が終了した57事例のうち51事例についてアセス期間が短縮化

(※前倒し調査を実施した52事例のうち49事例で短縮化)

凡例

- ◇ : NEDOの前倒し実証事業
- ◆ : 前倒し調査を自主的に実施
- △ : 前倒し調査は実施せず



風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

背景

- 風力発電所のリプレース事業には、以下のような特徴があることから、事業特性を踏まえた環境影響評価の項目の絞り込みや、調査・予測手法の簡略化が可能。
 - ・既存の工事用道路や送電線等を活用でき土地の改変が少ないこと
 - ・既存の施設における環境影響を把握することで、施設の稼働に伴う環境影響の把握が容易であること
- しかし、行政機関や審査関係者等において、事業特性や地域特性に応じた環境影響評価の項目の選定や調査・予測手法の選定（スコーピング）に関する理解が十分でないことなどから、メリハリのある環境影響評価が実現していない。
- このため、事業者や環境影響評価手続きに関与する関係者の参考となるよう、環境影響評価の合理化に関する考え方や、手法の例を示すガイドラインを作成し、合理的な環境影響評価の実施を促す。

概要

環境影響評価の項目の絞り込み、調査予測手法の簡略化の考え方の例

- 新たな土地の改変がない場合には、『植物』については項目として選定しないことが可。新たな土地の改変がある場合であっても、改変区域に特に重要な自然環境のまとまりの場合には、植物相の調査は不要。
- 『動物』について、動物相の調査は不要。飛翔性動物（鳥類等）については、調査を行うが、既設の風力発電所におけるバードストライク調査を行っておけば、リプレース後の施設に関する飛翔調査は不要。（但し、既存情報によりイヌワシ・オジロワシが生息する場合等を除く）。
- 『騒音』について、既存の風力発電所による影響が小さいことが明らかなきは調査不要。それ以外の場合も、調査の頻度や期間を合理化可能。
- その他、『地形地質』等の項目についても、現地の状況等により項目として選定しないことが可能。

「土地又は工作物の存在及び供用」に係る参考項目を対象に合理化の考え方を整理

| 環境要素 | 影響要因 | |
|-----------------|----------------|-------|
| | 土地又は工作物の存在及び供用 | |
| | 地形改変及び施設の存在 | 施設の稼働 |
| 騒音 | | ○ |
| 地形・地質 | ○ | |
| 風車の影 | | ○ |
| 動物 | ○ | ○ |
| 植物 | ○ | |
| 生態系 | ○ | ○ |
| 景観 | ○ | |
| 人と自然との触れ合いの活動の場 | ○ | |

発電所アセス省令の改正（検討の背景）

（1）再エネの主力電源化に向けた取組

- エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）では、再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給の一翼を担う長期安定な主力電源としていくため、大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく、こととされている。
- 風力発電所の環境影響評価（以下、環境アセス）についても、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、環境アセスの迅速化や規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も検討するとされている。

（2）環境影響評価の項目の簡素化（参考項目の見直し）

- 風力発電所の環境アセスについても、環境影響評価に関する研究成果や調査結果等を踏まえ、評価項目の簡素化について、環境省「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」の報告書（平成30年11月）において、検討が求められている。

（参考項目について）

- 環境アセスでは、事業特性や地域特性を踏まえ、一般的な事業において環境影響評価の項目に選定されるべきものを参考項目として規定。事業者は、発電所アセス省令※の参考項目を勘案し、個別事業の環境影響評価の項目を選定。
- 環境影響評価の参考項目に関しては、環境省の「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会」報告書（平成17年2月）において、「科学的知見の進展や事業種の特性的変化等により、その内容が変化するものであることから、適宜の見直しが必要」と指摘されているところ。

※：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

発電所アセス省令の改正（環境影響評価の参考項目の見直し）

- **超低周波音：参考項目から削除。**事業者には、超低周波音に対する理解促進等のための取組の継続を要請する。
- **工事の実施に伴う大気環境：**工事中の大気環境（窒素酸化物、粉じん等、騒音、振動）のうち、近傍の住居への影響が懸念される**工事用資材の搬出入に係る騒音・振動と、建設機械の稼働に伴う騒音以外は、参考項目から削除。**

＜新エネWGでの検討結果を踏まえた、発電所アセス省令における風力発電所の参考項目（案）＞
 ※発電所アセス省令（別表6）から抜粋

| 影響要因の区分 環境要素の区分 | | 工事の実施 | | 土地又は工作物の存在及び供用 | |
|--------------------|-----------|------------|---------|----------------|--|
| | | 工事用資材等の搬出入 | 建設機械の稼働 | 施設の稼働 | |
| 大気環境 | 窒素酸化物 | ○ | ○ | | |
| | 粉じん等 | ○ | ○ | | |
| | 騒音及び超低周波音 | ○ | ○ | ○ | |
| | 振動 | ○ | ○ | | |



| 影響要因の区分 環境要素の区分 | | 工事の実施 | | 土地又は工作物の存在及び供用 | |
|--------------------|-----------|------------|---------|----------------|--|
| | | 工事用資材等の搬出入 | 建設機械の稼働 | 施設の稼働 | |
| 大気環境 | | 削除 | | | |
| | 騒音及び超低周波音 | ○ | ○ | ○ | |
| | 振動 | ○ | 削除 | | |

風力発電の環境影響評価手続の対象事業要件の見直し

- 2020年10月26日、菅内閣総理大臣より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言。カーボンニュートラル社会の実現のためには**再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入**が非常に大きな鍵。それを円滑に進めていく上で**環境への適正な配慮と地域との対話プロセスは不可欠**であり、環境影響評価制度の重要性は高まっている。
- こうした中、2020年12月1日に内閣府特命担当大臣（規制改革担当）主宰で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件の見直し等も指摘。
- 環境省・経済産業省が設置した「**再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会**」において、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、第一種事業の、現行法下における**適正な規模要件は5万kWとされたこと**を受け、必要な措置を迅速に講じる。
- また、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応及び適正な運用に向けた取組について、引き続き検討中。

◆検討会委員

| | |
|-------|----------------------|
| 阿部 聖哉 | (一財) 電力中央研究所 上席研究員 |
| 荒井 歩 | 東京農業大学 地域環境科学部 准教授 |
| 大塚 直 | 早稲田大学 法学部 教授 |
| 片谷 教孝 | 桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授 |
| 勢一 智子 | 西南学院大学 法学部 教授 |
| 関島 恒夫 | 新潟大学 農学部 教授 |
| 田中 充 | 法政大学 社会学部 教授 |
| 錦澤 滋雄 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授 |
| 山本 貢平 | (一財) 小林理学研究所 理事長 |

◆オブザーバー

| |
|----------------|
| (一財) 日本風力発電協会 |
| (公財) 自然エネルギー財団 |
| (公財) 日本自然保護協会 |
| (公財) 日本野鳥の会 |
| 愛知県 北九州市 |

◆スケジュール

| | |
|--------------|--------------------|
| 第1回 (1/21) | : オブザーバー6者からのヒアリング |
| 第2回 (2/8) | : 論点整理・意見交換 |
| 第3回 (3/11) | : 論点整理・方針検討 |
| 第4回 (3/25) | : 取りまとめ |
| 報告書公表 (3/31) | |

風力発電の環境影響評価手続の対象事業要件の見直し

1. 政令改正による規模要件の引き上げ

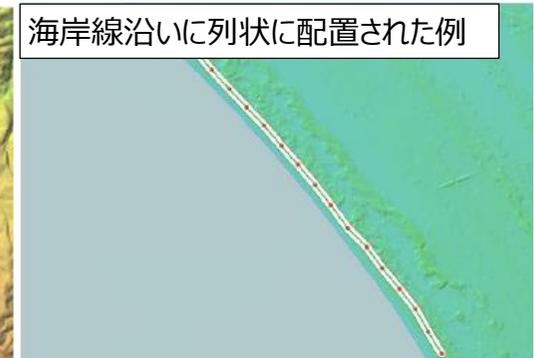
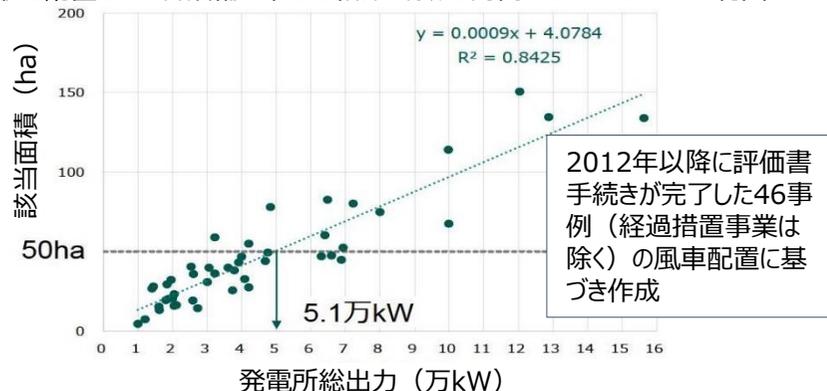
- 法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、最新の知見に基づき、適正な規模を検討することが必要。
- 規模要件の見直しの具体的考え方として、風力発電所は、設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定。面的事業の100haをメルクマールとしつつ、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、より厳しい50ha相当の出力規模を設定。この考え方に基づき、評価書手続が終了した46事業について分析した結果、**第一種事業の適正な規模要件は5万kW以上**となった。

→所要の法制上の措置を迅速に講じる

- 法対象とならない事業に対しては、地域の実情に応じて、条例による適切な手当がなされるよう、国として必要な支援を行うこと、また、引き続き、風力発電の特性に応じた環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方について検討する必要。

線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係

※列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



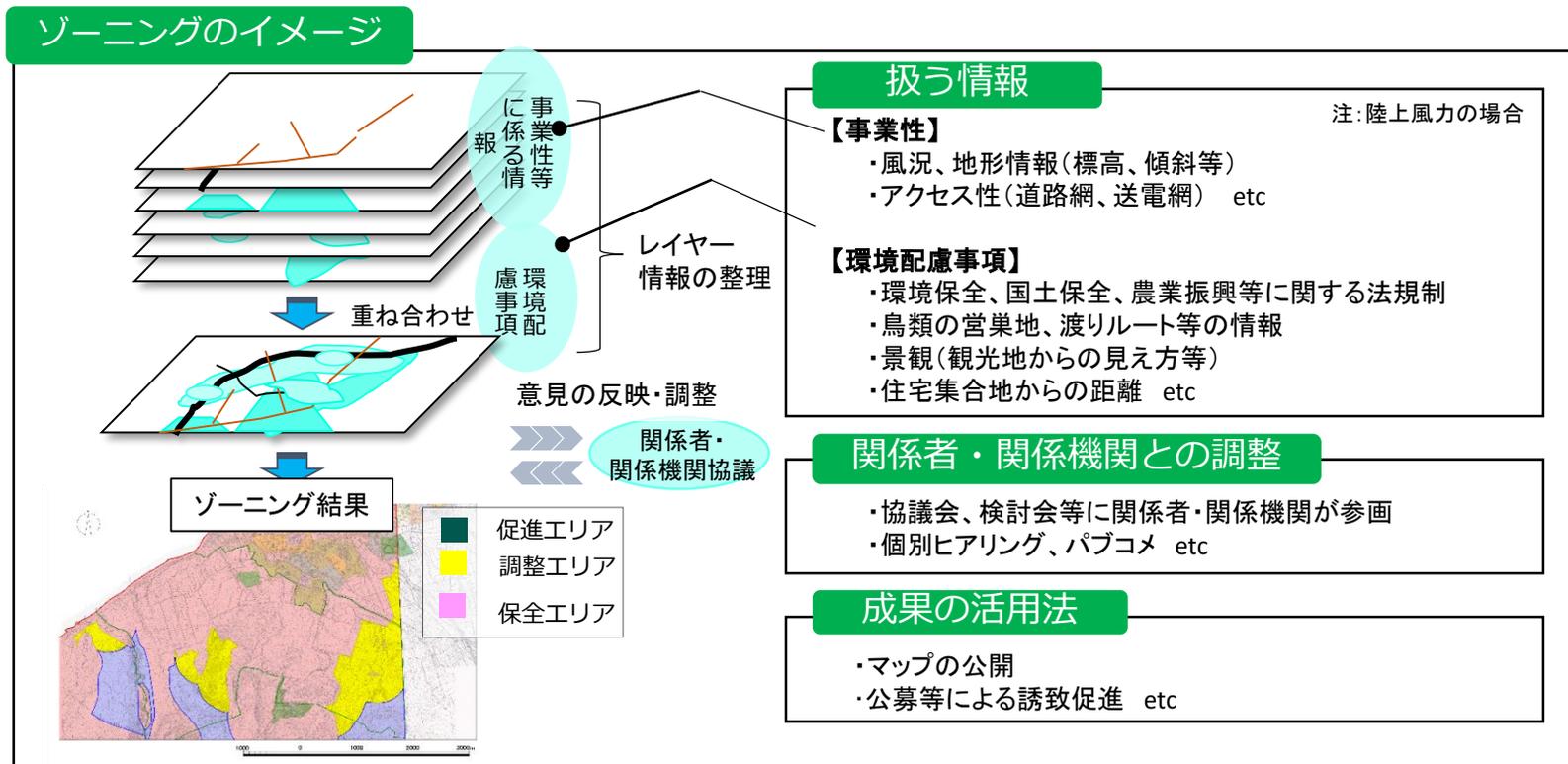
風力発電の環境影響評価手続の対象事業要件の見直し

2. 今後の検討事項

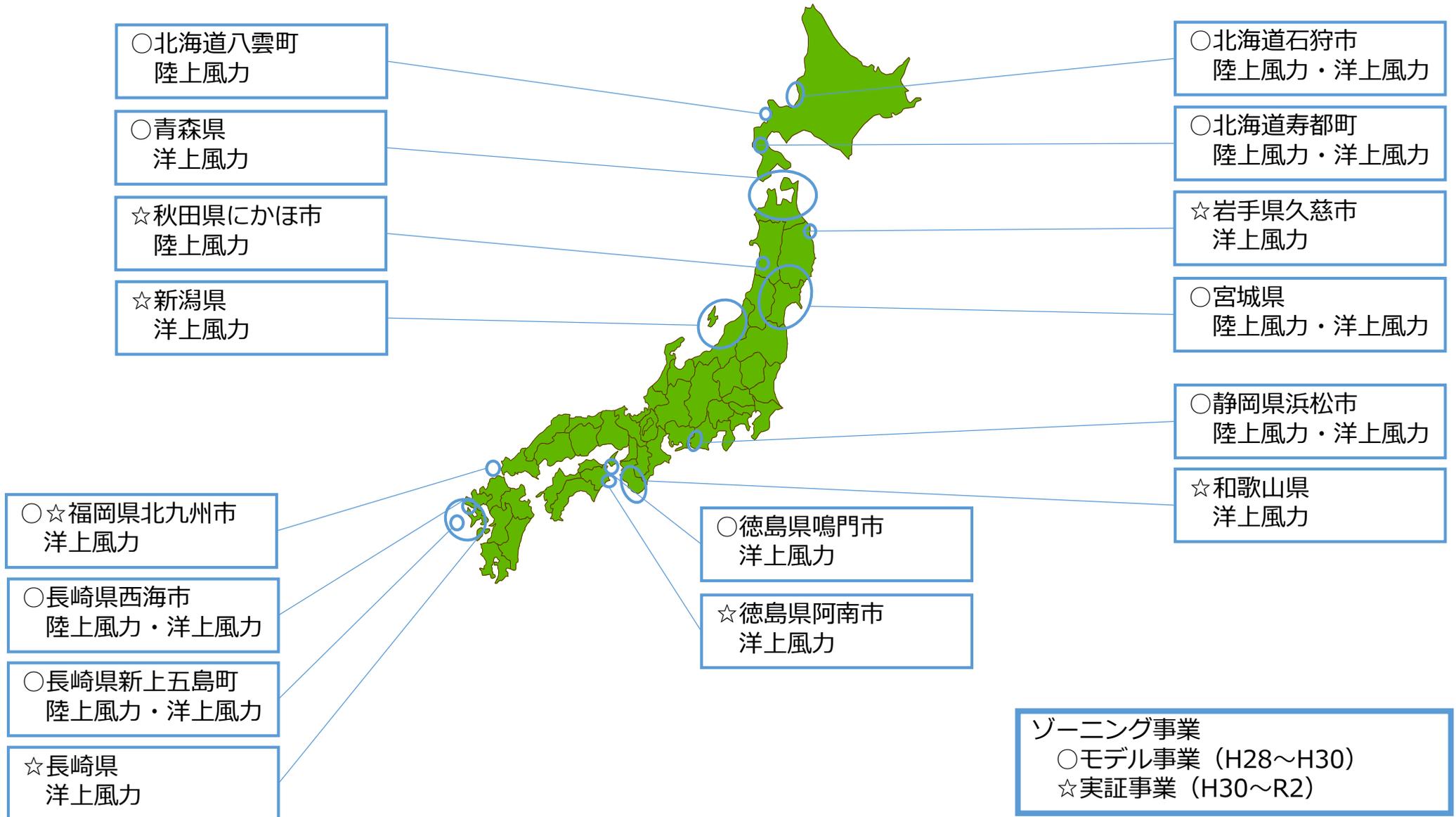
- ① 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、**効果的・効率的なアセスメントの運用強化**について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。
- **環境影響評価図書の継続的公開の徹底**（地域とのコミュニケーション促進、事業の信頼性向上）
 - **さらなるスコーピング機能の強化**（立地特性や事業特性に応じたメリハリある環境影響評価の促進）
 - **事後調査の強化とその成果の活用**（環境影響評価の不確実性を補い、環境影響に係る知見を蓄積し、その活用の取組を推進）
 - **環境情報の提供とゾーニングの促進**（環境情報の収集・提供を強化し、環境影響の未然防止のための適切な立地誘導、保全措置に係る取組を推進）
- 令和3年度から運用に反映**
- ② 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る**制度的対応のあり方**について迅速に検討・結論を得る。
- **より幅広なスクリーニングの導入**（規模によらず立地等により大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続を実施する幅広なスクリーニングの導入）
 - **簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入**（現行法の手続よりも簡素化された手続とするなど、環境影響の程度に見合った形のアセスメント手続の導入）
- 令和3年度に検討を開始、令和4年度結論**

風力発電に係るゾーニング

- 風力発電については、騒音やバードストライク等の環境影響や地元の反対意見等が問題となることがあり、環境アセスメント手続に時間を要することがある。
- このため、環境省では、**事業計画が立案される前の早期の段階で、地方自治体主導で、関係者の協議のもと、再生可能エネルギー導入を促進するエリア、環境保全を優先するエリア等を設定する「ゾーニング」を行うことを促進**。平成28年度から風力発電に係るゾーニング手法検討モデル事業を16地方自治体において実施。**平成30年に「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を策定、令和2年に改訂**。
- ゾーニングを踏まえた事業計画が立案されることにより、地元の理解が得られやすくなり、また、環境アセスメントに要する審査期間、調査期間の効率化・短縮化が見込め、風力発電の円滑な導入を促進。



ゾーニング導入可能性検討モデル地域・実証地域



再エネ海域利用法

- 「**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律**」（再エネ海域利用法）が2018年11月に成立し、2019年4月1日に施行された。
- 国が**基本的な方針（閣議決定）**を定め、経済産業大臣及び国土交通大臣が、年度ごとに**促進区域の指定**（環境大臣等関係大臣協議）を行った上、**公募による事業者の選定**を行う。
- 促進区域の指定に当たっては、**有望な区域として整理された区域ごとに協議会を設置**し、利害関係者も含め必要な協議を実施。環境省は協議会の構成員の求めに応じて、**必要な助言、資料の提供**等の協力を行うことができる。（環境省は、ゾーニングモデル事業・実証事業等において得られた海洋環境保全に関する情報を活用し、有望な区域の整理や協議会等に対応。）
- 2019年7月に協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始する**4区域が有望な区域として整理され**、2019年度中に地域協議会で意見がとりまとめられ（環境省からも意見を提出）、2019年12月及び2020年7月に**促進区域に指定された**。2021年6月に**五島市沖で事業者が選定された**。
- 2020年7月に**4区域が有望な区域として整理された**。

<促進区域の指定プロセス>

①国（経済産業大臣・国土交通大臣）による既知情報の収集：有望な区域整理のための情報収集

A.都道府県知事からの情報収集（要望聴取）

B.その他の情報収集

②第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を整理

③協議会を設置し、利害関係者を含め、促進区域案について合意。

④第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定

⑤公告、関係行政機関の長への協議等を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域を指定

3. ①風力発電所に関する取組

再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係



○再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

・再エネ海域利用法に基づく公募により選定された事業者は、事業の実施に当たって、影響評価法に基づく環境影響評価を適切に行う必要があるとともに、海洋環境の保全との調和に十分に配慮する必要がある。（なお、環境影響評価手続は事業実施前のどの段階で行うか限定しておらず、公募前であっても事業者は環境影響評価手続を実施することが可能。そのため、配慮書は既に多く作成されている。）

・基本的な方針において、経産大臣及び環境大臣は区域指定の段階から環境への配慮が適切になされていることを前提としつつ、環境影響評価審査の簡素化による期間の短縮化を図ることとされている。

風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、内閣官房長官を議長とする、**国・地方脱炭素実現会議**が昨年12月に設置された。本会議において、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、**特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示す地域脱炭素ロードマップ**が示された。

4 - 3. 社会全体を脱炭素に向けたルールのイノベーション

風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

- 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。
- また、洋上風力発電の導入促進のため、国等による海域における鳥類等の環境情報の充実及び海外事例も参考にした風力発電の特性にあった環境保全措置の手法を検討し、考え方を示す。

4 - 1. 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築（地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション）

デジタル技術も活用した情報基盤・知見の充実

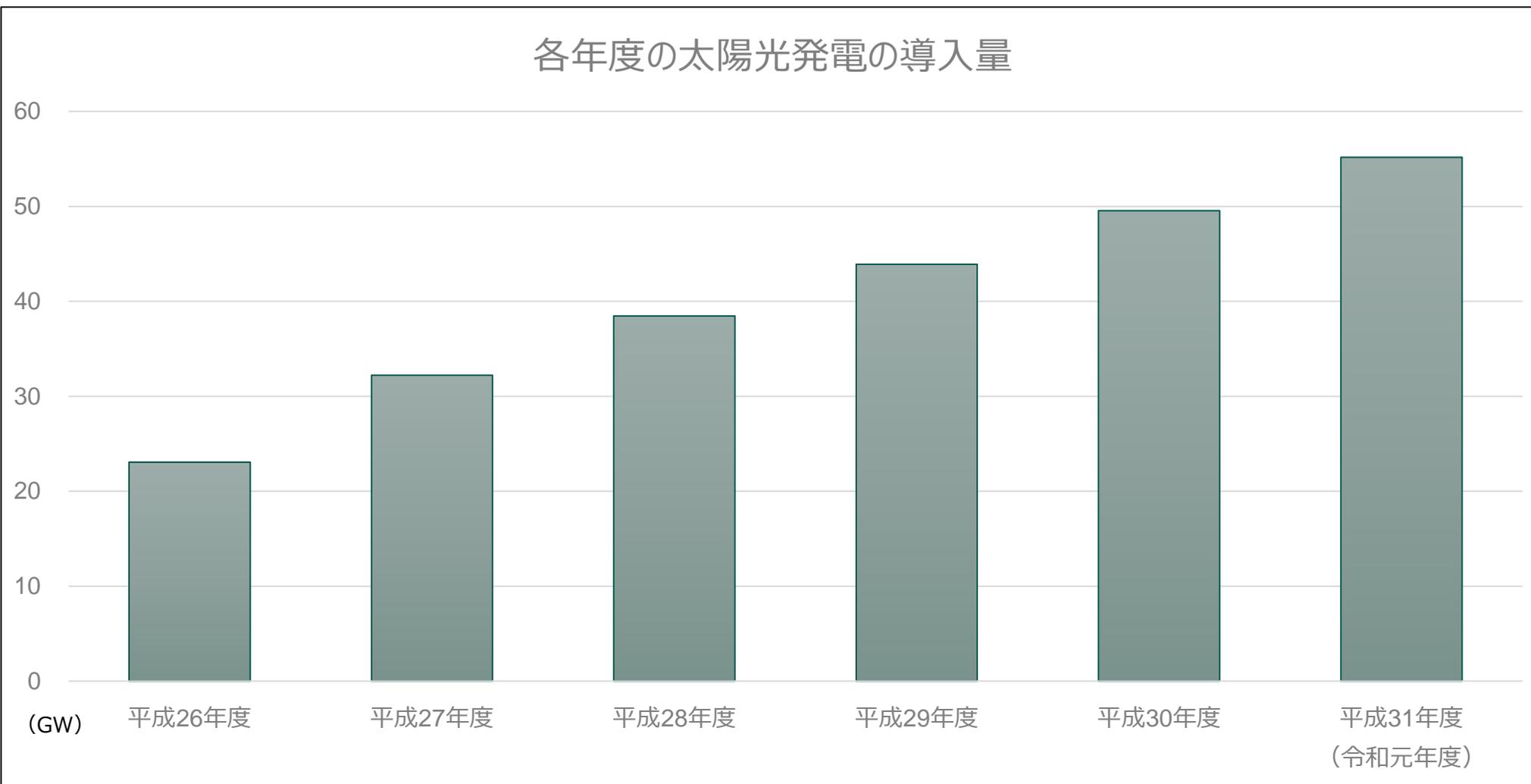
- 洋上風力発電の導入促進のため、環境アセスメントデータベース（EADAS）に収録する環境情報について充実を図るとともに、これらの情報も積極的に活用し、関係省庁で連携して自治体の実施するゾーニングを充実することにより、地域と共生した風力発電の案件形成を支援する。

②太陽光発電施設に関する取組

太陽光発電の導入状況

- ◆ 2012年7月のFIT制度創設により、太陽光発電の導入が大幅に拡大。2020年3月末時点で累計約55GWが導入されている。

各年度の太陽光発電の導入量



太陽光発電事業の環境影響評価法対象事業への追加

◆ 2019年4月中央環境審議会答申において、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について以下の内容が示された。

①基本的考え方

- 大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき。
- 法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で条例アセスの対象とすることが考えられる。
- 条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的に簡易なアセスを促すべき。

②規模要件、地域特性

- 規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力（交流）を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準（一種100ha・二種75ha）、面積と出力の関係を踏まえ、一種4万kw・二種3万kw（交流側）を規模要件とする。
- 太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う（森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要）。



◆ 中央環境審議会答申を受け、2019年7月に環境影響評価法施行令を改正し、太陽光発電事業を対象事業に追加。2020年4月1日から施行された。

◆ また、2020年3月に、環境省は、法・条例対象にならない規模の事業について環境配慮の取組を進めるため、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を公表。

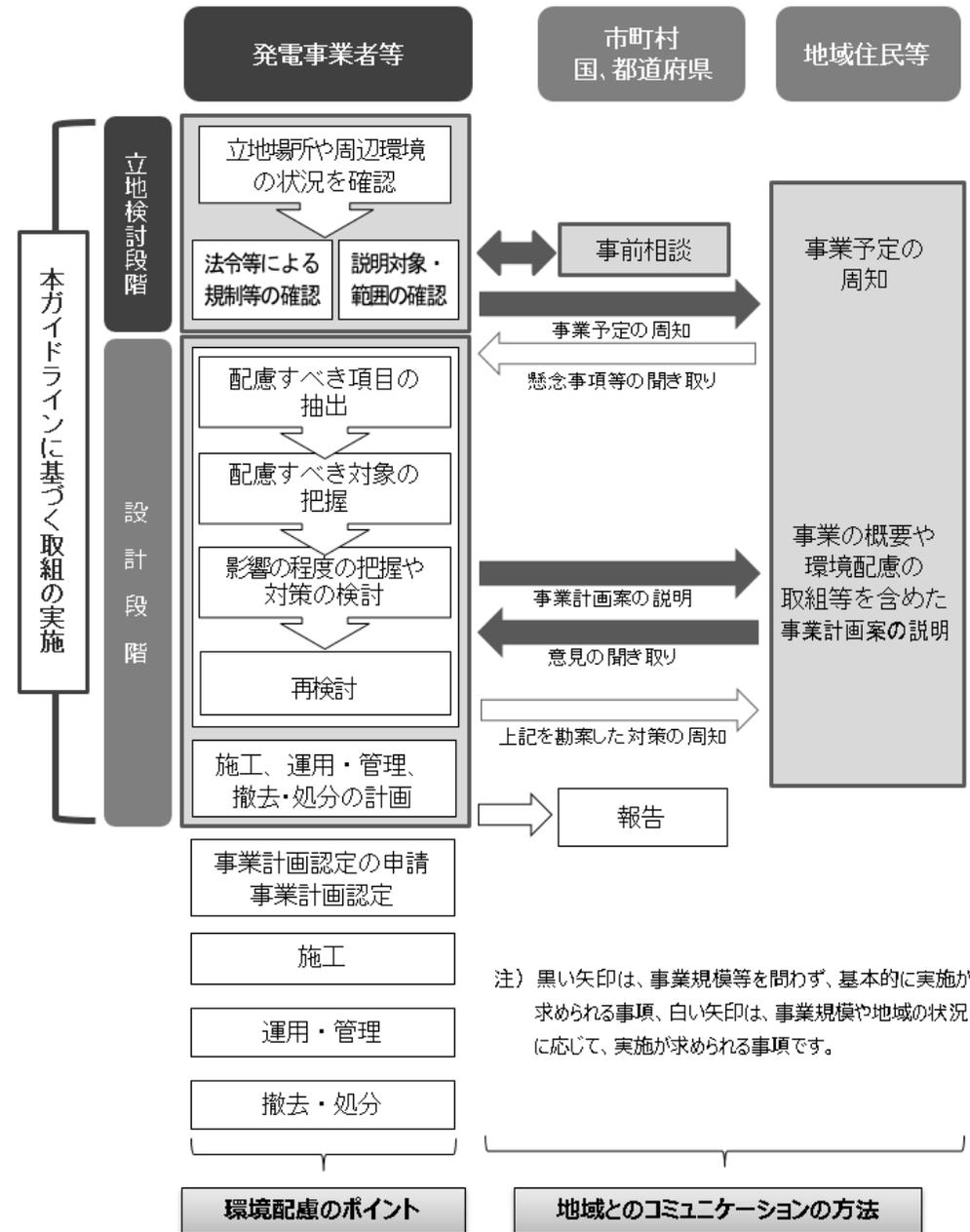
太陽光発電の環境配慮ガイドライン

趣旨

- 太陽光発電の急速な普及に伴い、地域とトラブルになる事例が増加。
- 多くのトラブル事例では、環境配慮や地域とのコミュニケーションが十分でないことが要因。
- このため、**アセス法や条例の対象とならない事業について**、発電事業者や設計・施工に関わる様々な立場の方において、**地域とのコミュニケーションを図りつつ、自主的な環境配慮の取組みを実施**することを促進するため、ガイドラインを作成。
- 環境に配慮した太陽光発電の導入により、地域の理解を促進、円滑な普及促進を目指す。

構成

- 小規模事業者においても、事業者が自ら環境配慮に取り組み、**わかりやすい簡易なチェックシートを作成**し、チェックシートに沿って環境影響の把握や必要な取組を端的に把握できるよう工夫。
- チェックシートは、**地域とのコミュニケーション**において、自らの環境配慮の取組を説明する際にも活用可能。



太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

背景

- 太陽電池発電所は、新たに山林を開発して設置されるものから、造成地などの既に人為的に改変された場所に設置されるものまで、多様な立地がみられる。
- このうち、造成地やゴルフ場跡地等の開発済みの土地については、事業特性や地域特性に応じた環境影響評価項目の絞り込みが十分に浸透していない。
- このため、事業者の参考となるよう、環境影響評価の合理化に関する考え方を示すガイドラインを作成し、メリハリのあるアセスを促す。
- 現在パブリックコメント中であり、6月末に公表予定。



概要

- 環境影響評価の項目は、一般的な事業内容想定して定められた参考項目（発電所アセス省令※別表第五）を勘案しつつ、事業特性や地域特性を踏まえて選定されることとなっている。
- 造成地やゴルフ場跡地において、土地の造成等を行わない場合、
 - 造成工事に係る環境影響として設定された参考項目等は選定不要と整理した。
 - その他の項目についても、個別に合理化の考え方を整理した。

造成地に係る環境影響評価の項目の選定の考え方

| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | | 工事の実施 | | 土地又は工伴等の利用 | |
|--|-----------------|----------------------|----------------------|---------|------------|---------|
| | ① 工事の発生 | ② 工事の完了 | ① 工事の発生 | ② 工事の完了 | ① 工事の発生 | ② 工事の完了 |
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 大気環境 | 騒音 | 粉じん等 | ※ | × | ※ |
| | 水環境 | 振動 | 振動 | ※ | × | ※ |
| その他の環境要素 | 地形及び地質 | 水質 | 水の湧り | - | - | ※ |
| | その他 | 重要な地形及び地質 | 土地の安定性 | - | - | ※ |
| | | 反射光 | 反照率 | - | - | ※ |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | 重要な種及び注目すべき生息地 | - | × | ※ |
| | 植物 | 重要な種及び重要な群落 | 重要な種及び重要な群落 | - | × | ※ |
| | 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | 地域を特徴づける生態系 | - | × | ※ |
| 人と自然との豊かな関係の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 景観 | 主要な眺望点及び景観形成に重要な眺望景観 | 主要な眺望点及び景観形成に重要な眺望景観 | - | - | ※ |
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | ※ | - | ※ |
| 重要度の異なる事業の発生による影響及び評価されるべき環境要素 | 廃棄物等 | 産業廃棄物 | 産業廃棄物 | - | × | ○ |
| | | 残土 | 残土 | - | × | ○ |

【凡例】
 ※今回想定した造成地（真砂地）において、新たな地形改変（造成工事）や、大規模な樹木の伐採を行わない事業の場合
 ○ 評価項目として選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象としない）。
 ※ 基本的に評価項目として選定しないことが可能である。
 × 評価項目としての選定は不要である。

※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

同一発電所等の判断基準に関する検討について

【背景】

- 環境影響評価法においては、風力発電事業が平成24年に、太陽電池発電事業が令和元年に、それぞれ対象事業として新たに追加され、環境影響評価手続は、地域における再エネ導入に向けた合意形成の促進に寄与してきた。
- 一方で、近年、これらの事業については、再エネの導入が進められる中において、参入する事業者や土地活用・構造物の形態等が多様化が進んでおり、例えば、実態は1つの事業にも関わらず、事業の分割を行う等により、環境影響評価法の規制を違法に逃れているのではないかと疑われる事案等が生じている。
- このような状況を踏まえ、風力発電所や太陽電池発電所などの発電事業に係る環境の保全について適正な配慮を確保する環境影響評価制度の適正な運用のあり方について、検討を行う。

環境影響評価法第2条

この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

環境影響評価法逐条解説の抜粋

事業の「一連性」の判断については、工事の実施場所や時期によるものではなく、事業の目的が同一であり、かつ、構想及び決定の時期が同一か否か等により、総合的に判断されるものである。したがって、環境影響評価手続を行う事業単位が、事業の許認可等を受ける事業単位とは異なることもあり得る。
また、事業者が複数であっても事業目的・構想及び決定の時期が同一であれば、一連の事業とみなされる場合がある。

【検討事項】

- 一連の事業として、捉えるべき範囲の検討
- 例えば、「環境影響評価の対象事業となる「同一発電所」や「同一工事」の考え方（平成25年4月）」の精査

【検討スケジュール】

- 令和3年6月中 第1回（論点・検討事項等の整理）
- 7月中に結論。

③火力発電所に関する取組

3. ③火力発電所に関する取組

石炭火力発電所の主な計画

アセス手続き完了案件

| 事業名 | 鹿島火力発電所 2号機建設計画 | 常陸那珂 共同火力発電所 1号機建設計画 | 福島復興 大型石炭ガス化 複合発電設備 実証計画（勿来） | 福島復興 大型石炭ガス化 複合発電設備 実証計画（広野） | 武豊火力発電所 リプレイス計画 | 三隅発電所 2号機 建設変更計画 | 神戸製鉄所 火力発電所(仮称) 設置計画 | 西条発電所 1号機 リプレイス計画 | (仮称)横須賀 火力発電所 新1・2号機 建設計画 |
|-----------------|--|---|--|---|----------------------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------------|--|
| 事業者 | 鹿島パワー(株) (電源開発:新日鐵住金 = 50:50の共同出資会 社) | (株)常陸那珂ジェネレー ション (中部電力:東京電力 = 97:3の共同出資会社) | 勿来IGCCパワー合同 会社 (三菱商事パワー・三菱重 工業・三菱電機・東京電力 HD・常磐共同火力の共同 出資会社) | 広野IGCCパワー合同 会社 (三菱商事パワー・三菱重 工業・三菱電機・東京電力 HDの共同出資会社) | 中部電力(株) | 中国電力(株) | (株)神戸製鋼所 | 四国電力(株) | (株)JERA (東京電力F&P:中部電力 =50:50の共同出資会社) |
| 所在地 | 茨城県鹿嶋市 | 茨城県東海村 | 福島県いわき市 | 福島県広野町 | 愛知県武豊町 | 島根県浜田市 | 兵庫県神戸市 | 愛媛県西条市 | 神奈川県横須賀市 |
| 総出力 | 64.5万kW <新設> (一部東電へ売電) | 65万kW <新設> (一部東電へ売電) | 54万kW <新設> | 54万kW <新設> | (石油112.5万 kW→) 107万kW <更新> | 100万kW <増設> | 約130万kW <新設> (関電へ売電) | (石炭15.6万kW→) 50万kW <更新> | (石油等224.4万kW→) 約130万kW <更新> |
| 配慮書 環境大臣意見 | H26年7月18日 | H26年7月1日 | H26年7月3日 | H26年7月3日 | H27年8月14日 | — | H27年2月20日 | H28年6月10日 | H28年7月1日 |
| 準備書 環境大臣意見 | H28年5月27日 | H28年5月27日 | H28年7月1日 | H28年7月1日 | H29年8月1日 | H30年1月12日 | H30年3月23日 | H30年11月30日 | H30年8月10日 |
| 評価書経産大臣 確定通知 | H28年7月8日 | H28年8月3日 | H28年9月2日 | H28年9月2日 | H29年10月13日 | H30年4月12日 | H30年5月22日 | H31年2月19日 | H30年11月30日 |
| | 運転開始 | | | | 建設工事中 | | | | |

計画の中止または見直しが発表された案件

| 事業名 | 高砂火力発電所 新1・2号機設備 更新計画 | (仮称)千葉袖ヶ浦 火力発電所 1, 2号機 建設計画 | 市原火力発電所 建設計画 | (仮称)蘇我火力 発電所 建設計画 | 西沖の山発電所 (仮称)新設計画 | 秋田港火力 発電所(仮称) 建設計画 |
|---------------|--------------------------------|---|---|---|--|--------------------------------|
| 事業者 | 電源開発(株) | (株)千葉袖ヶ浦 エナジー (出光興産・九州電力・東京ガ ス三社均等出資の共同出資会 社) | 市原火力発電 合同会社 (東燃ゼネラル石油:関電I初 ギ-ソリューション)= 50:50の共同出 資会社) | 千葉パワー(株) (中国電力・JFEスチールから事業継 承) | 山口宇部パワー(株) (電源開発:大阪ガ ス:宇部興産 = 45:45: 10の共同出資会社) | 丸紅(株) (株)関電エネルギーソ リューション |
| 所在地 | 兵庫県高砂市 | 千葉県袖ヶ浦市 | 千葉県市原市 | 千葉県千葉市 | 山口県宇部市 | 秋田県秋田市 |
| 総出力 | (石炭50万kW→) 石炭120万kW <更新> | 200万kW <新設> | 約100万kW <新設> (一部東電へ売電) | 約107万kW <新設> | 120万kW <新設> | 約130万kW <新設> |
| 配慮書 環境大臣意見 | H26年10月3日 | H27年8月28日 | H27年11月13日 | H29年3月10日 | H27年6月12日 | H27年11月13日 |
| 準備書 環境大臣意見 | | | | | | H30年9月28日 |
| 計画中止発表 | H30年4月27日 (計画中止) | H31年1月31日 (燃料種のLNG化を検討) | H29年3月23日 (計画中止) | H30年12月27日 (燃料種のLNG化を検討) R3年3月31日 (計画中止) | H31年4月24日 (IGCCを検討) R3年4月16日 (計画中止) | R3年4月27日 (計画中止) |

3. ③火力発電所に関する取組

ガス火力発電所の主な計画

| 事業名 | 富山新港火力発電所石炭1号機リプレース計画 | 石狩湾新港発電所建設計画 | 三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画 | 新居浜北火力発電所建設計画 | 真岡発電所建設計画 | JFE扇島火力発電所更新計画 | 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画 | 五井火力発電所更新計画 | 福山共同発電所更新計画 | ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画 | （仮称）姉崎火力発電所1～3号機建設計画 | （仮称）姫路天然ガス発電所建設計画 |
|---------------------|------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------------------------|---|--|--|---------------------|---|---|
| 事業者 | 北陸電力(株) | 北海道電力(株) | 三菱日立パワーシステムズ(株) | 住友共同電力(株) | (株)コベルコパワー真岡 (神戸製鋼所の出資会社) | JFEスチール(株) | 福島ガス発電(株) (石油資源開発・三井物産・大阪瓦斯・三菱瓦斯化学・北海道電力の共同出資会社) | (株)JERA (東京電力F&P：中部電力=50:50の共同出資会社) | 瀬戸内共同火力(株) (JFEスチール：中国電力=50：50の共同出資会社) | 西部ガス(株) | (株) JERA (東京電力F&P：中部電力=50:50の共同出資会社) | 姫路天然ガス発電(株) (大阪ガス：出光興産=66.7：33.3の共同出資会社) |
| 所在地 | 富山県射水市 | 北海道小樽市 | 兵庫県高砂市 | 愛媛県新居浜市 | 栃木県真岡市 | 神奈川県川崎市 | 福島県新地町 | 千葉県市原市 | 広島県福山市 | 福岡県北九州市 | 千葉県市原市 | 兵庫県姫路市 |
| 総出力 | (石炭50万kW→) 天然ガス42.47万kW <更新> | 天然ガス170.82万kW <新設> | (都市ガス38.9万kW→) 都市ガス51.8万kW <更新> | 天然ガス15万kW <新設> | 都市ガス124.8万kW <新設> | (副生ガス13.5万kW→) 副生ガス19万kW <更新> | 天然ガス118万kW <新設> | (天然ガス188.6万kW→) 天然ガス234万kW <更新> | (副生ガス7.5万kW及び重油15.6万kW→) 副生ガス約23万kW <更新> | 天然ガス約168万kW <新設> | (天然ガス240万kW→) 天然ガス約195万kW <更新> | 天然ガス約180万kW <新設> |
| 準備書 環境大臣意見 | H26年1月7日 | H26年2月21日 | H26年10月15日 | H27年3月20日 | H28年2月17日 | H28年8月18日 | H29年2月13日 | H29年10月6日 | H29年11月9日 | H30年6月8日 | H31年2月15日 | R1年9月21日 |
| 評価書 経産大臣 確定通知 | H26年3月4日 | H26年3月24日 | H26年12月18日 | H27年4月24日 | H28年4月6日 | H28年10月7日 | H29年5月18日 | H30年3月20日 | H30年2月16日 | H30年7月13日 | R1年6月7日 | R1年12月17日 |
| | 運転開始 | | 実証運転 | 建設工事中 | 運転開始 | | | 建設工事中 | | - | 建設工事中 | - |

配慮書・方法書段階案件

| 事業名 | 清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 | 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 | 知多火力発電所7, 8号機建設計画 |
|-------------------|--|---|---|
| 事業者 | 清水天然ガス発電合同会社 (東燃ゼネラル：清水建設：静岡ガス=85：10：5) | 川崎天然ガス発電(株) (J X日鉱日石エネルギー：東京ガス=51：49の共同出資会社) | (株) JERA (東京電力F&P：中部電力=50:50の共同出資会社) |
| 所在地 | 静岡県静岡市 | 神奈川県川崎市 | 愛知県知多市 |
| 総出力 | 天然ガス約170万kW <新設> | 天然ガス約130万kW <増設> | 天然ガス396.6万kW→約215.4万kW <更新> |
| 配慮書 環境大臣意見 | H27年4月10日 | H27年8月21日 | R2年12月15日 |
| 方法書経産大臣 勧告（通知） | H28年2月3日 | H28年9月2日 | |
| 計画中止発表 | H30年3月27日 | H29年7月14日 | |

3. ③火力発電所に関する取組

知多火力発電所7,8号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見のポイント

□ 事業概要

| | |
|--------|---------------------------------|
| 事業者 | 株式会社JERA |
| 事業位置 | 愛知県知多市 |
| 燃料 | LNG |
| 発電方式 | ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式） |
| 出力 | 約130万kW（約65万kW×2基） |
| 工事開始時期 | 準備工事：令和6年9月（予定）、本工事：令和6年12月（予定） |
| 運転開始時期 | 7号機：令和9年8月（予定）、8号機：令和9年12月（予定） |

□ 環境大臣意見（令和2年12月15日）のポイント

- 本事業者が、本事業の実施により知多火力発電所の更なる高効率化を図るとともに、自社で所有する非効率な石炭火力発電所等の休廃止や稼働抑制を適切に行うことにより、我が国全体における現在の中期目標（2030年度26%削減（2013年度比））の達成に寄与することが期待される。一方、**LNGは化石燃料の中で二酸化炭素排出係数が最も小さいが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、本事業を含む火力発電所からの温室効果ガス排出量削減のためにあらゆる選択肢を追求する必要がある。**
- 今後の**地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの状況を踏まえ、必要に応じて本事業の計画の見直しを行うとともに、我が国における「2050年カーボンニュートラルの実現」という目標との整合性が図られるよう、検討を行うこと。**
- 2030年における温室効果ガス削減目標の達成に向けて、本事業者が所有する非効率な石炭火力発電所等の休廃止や稼働抑制を適切に行うこと等により本事業による二酸化炭素排出削減効果を早期に発揮することを前提に、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。
- 本事業者が公表した「JERAゼロエミッション2050 日本版ロードマップ」及び「JERA環境コミット2030」における本事業の位置づけを示し、引き続き、アンモニアや水素等の混焼、二酸化炭素を分離・回収し、地中に貯留したり、資源として活用したりするCCUSの活用などといった火力発電の脱炭素化に向けた技術等を追求し、**我が国における2050年カーボンニュートラルの実現のために事業者として必要な措置を講ずること。**

④環境影響評価情報の充実に関する取組

環境アセスメントデータベース“EADAS (イーダス)”の概要

- 再生可能エネルギーの事業化の検討や環境アセスメント等の場面において、地域特性を把握するための自然環境・社会環境の情報や、再生可能エネルギーに関する情報を一元的に収録し、提供している。

全国環境情報

- 地域の自然環境に関する情報
(自然公園、重要種の生息情報など)
- 地域の社会環境に関する情報
(土地利用規制の情報など)

再生可能エネルギー情報

- 再生可能エネルギーに関する情報
(風力・太陽光発電所、送電線など)

風力発電の鳥類センシビリティマップ

国立公園等インベントリ整備情報

情報整備モデル地区環境情報



豊富な情報を一元的に収録

環境アセスメントデータベース“EADAS”

- ウェブサイト上のGISで閲覧
- パソコン、タブレット、スマートフォンで誰でもアクセス



閲覧・情報の活用

地方自治体

- 地域特性の把握
- 再生可能エネルギー導入適性の把握

情報交流-理解促進

地域住民・関係者

- 住民、先行利用者、NPOなどの関係者の共通理解の促進

情報交流-理解促進

再エネ事業者等

- 初期の立地調査や現況調査の効率化
- 立地リスクの低減

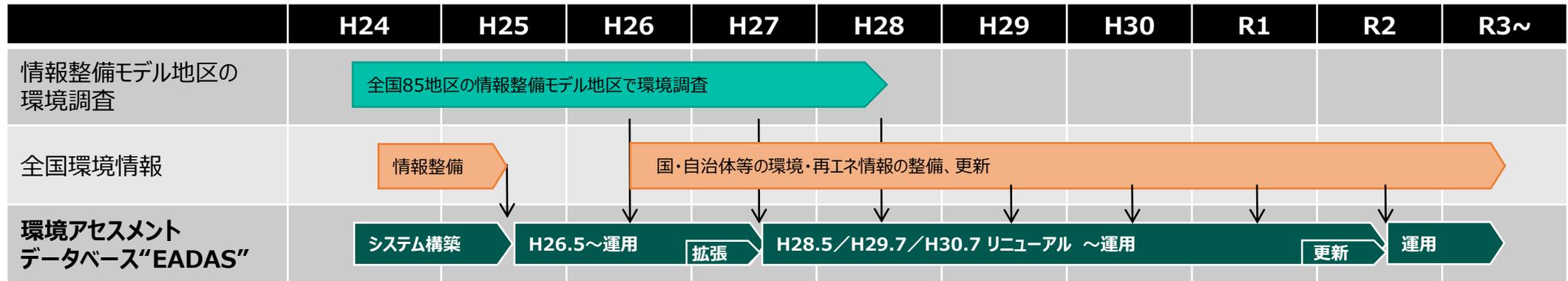
4. ④環境影響評価情報の充実に係る取組

環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”

- 平成25年にシステムを運用開始して以降、自然環境・社会環境の情報や、再生可能エネルギーに関する情報を拡充。
- 環境アセスメント以外にも幅広い分野で活用が図られ、アクセス数が伸びている。

■ 情報整備モデル事業H24～

■ 情報整備事業H30～



■ 全国環境情報の整備・更新の実績

| 全国環境情報の整備・更新 【整備・更新レイヤ数】 | 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | 新規整備レイヤ数 | | 64 | — | 99 | 114 | 134 | 93 | 61 |
| 収録更新レイヤ数 | | — | — | 5 | 20 | 27 | 38 | 59 | 45 |

■ 事業の成果の活用状況

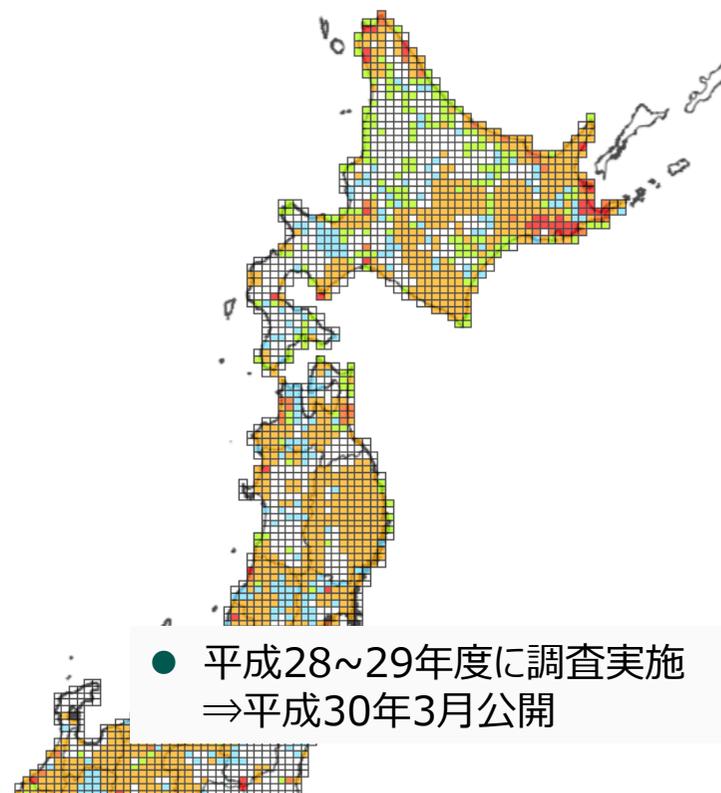
| 情報整備モデル地区 環境調査 【情報利用申請数】 | 環境調査の想定事業 | 情報整備モデル地区数 | 情報の利用申請数 (R3.3現在) |
|--------------------------------|-----------|------------|-------------------|
| | 陸上風力 | 59地区 | 68地区 |
| | 洋上風力 | 24地区 | 49地区 |
| | 地熱 | 2地区 | 1地区 |

| 環境アセスメントデータベース“EADAS” 【閲覧者数・閲覧数】 | 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------------------------------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|
| | データベースの閲覧者数 (Visit数) | 1,143 | 3,777 | 4,229 | 7,730 | 48,212 | 101,470 | 144,950 | 215,521 |
| | データベースの閲覧数 (Page View数) | 56万 | 68万 | 54万 | 313万 | 498万 | 1,214万 | 2,290万 | 2,380万 |

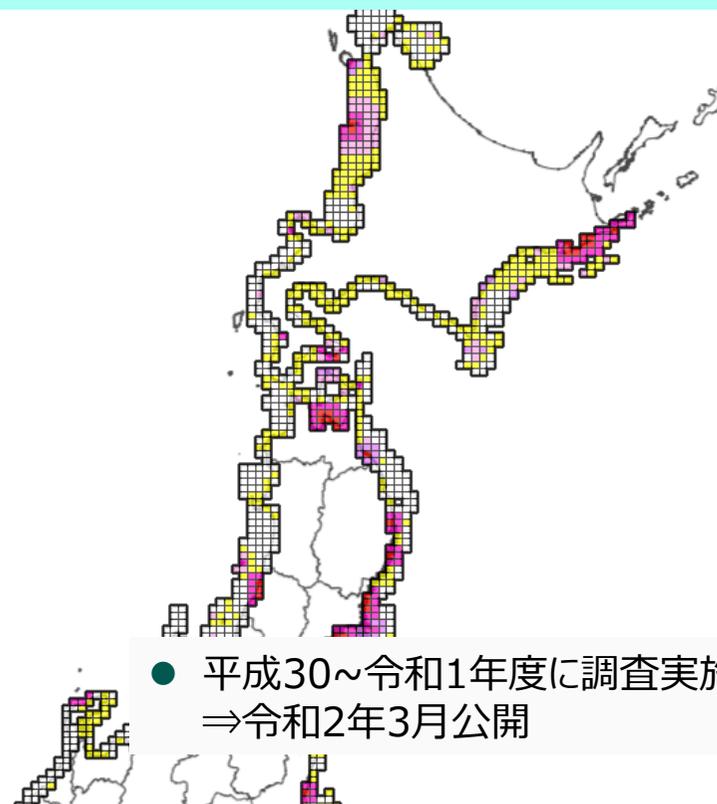
風力発電における鳥類のセンシティブティマップ^o

- 風力発電の導入に当たっては、鳥類への影響（バードストライク）のへの適切な配慮が必要。
- 事業者が立地を選定する初期の段階において、鳥類への影響のリスクが高い区域をあらかじめ把握することで、鳥類への影響や、事業リスクの低減を図ることが可能。
- このため、全国のすべての2次メッシュ（約10kmメッシュ）を対象として、「注意喚起レベル」を評価した「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」を作成。

風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
(陸域版)



風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
(海域版)



環境影響評価情報支援ネットワーク

ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT NETWORK
環境影響評価情報支援ネットワーク

YAHOO! JAPAN 検索
 このサイト内を検索 ウェブ全体を検索



制度
System

事例
Cases

資料
Documents/Publications

検討会等
Expert Meeting

関連リンク
Link

English
海外向け情報

トピックス

| | |
|------|--|
| 開催案内 | 中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会（第7回）の開催について [2021.06.11] |
| 意見募集 | 「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について [2021.05.28] |
| お知らせ | 「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」を公表しました [2021.03.31] |

意見受付中等の事業

| | |
|-----|--|
| 配慮書 | （仮称）青森西北沖（南側）洋上風力発電事業 [意見締切：2021.06.24] |
| 配慮書 | （仮称）山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業 [公表期限：2021.06.30] |
| 配慮書 | （仮称）福井洋上風力発電事業計画 [意見締切：2021.07.15] |
| 準備書 | （仮称）北薩風力発電事業 [意見締切：2021.07.19] |

- サイトが見やすくなりました。
- 毎週更新でアクセス数が倍増しました。
- 情報を集約することでわかりやすくなりました。

新しいリンク先はこちら <http://assess.env.go.jp/>

環境影響評価図書情報の公開の取組

- 環境影響評価図書については、多くの場合、縦覧又は公表期間が終了した後は閲覧ができない。
- 国民の情報アクセスの利便性を高め、情報交流の拡充を図るとともに、環境影響予測・評価技術を向上させるため、環境省では、平成30年度より、縦覧又は公表期間が終了した後についても、事業者の協力を得て、環境省において、環境影響評価図書の公開を進めることとした。**

環境影響評価図書の公開のポイント

<公開方法>

- 環境省ウェブサイトでの公開
http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-5_toshokokai/index.html
- 環境省図書館での公開

<公開の流れ>

- 協力いただける事業者は、環境省に、電子データ、図書と、許諾書を提出。
- 環境省では、ウェブサイトにて、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、著作権法に基づく著作権者の権利について必要な保護を図った形で公開。

様式 1

環境影響評価図書の公開に係る許諾書

年 月 日

環境省大臣官房環境影響評価課長 宛

住所
氏名 印
法人の場合は、名称
及び代表者の氏名

下記の環境影響評価図書について、環境省ウェブサイト上で公開することを許諾します。
環境省図書館で公開することに同意し、同図書館における利用のために下記の環境影響評価図書を寄贈します。

(図書名)

地図について、国土地理院の承認を得ている場合の承認番号

なお、当該環境影響評価図書のウェブ上のファイルの印刷・ダウンロードについては、
 同意します 同意しません

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

環境影響評価図書の公開に係る許諾書様式

環境影響評価図書の公開状況

- 令和3年6月14日現在、御協力をいただき公開している環境影響評価図書の案件は、**49件**。
- 環境省としては、引き続き自主的な協力を呼びかけていく。

| 事業種 | 案件名（直近掲載の25件） | 図書の種類 | 事業者名 |
|--------|-----------------------------------|-------|--------------------|
| 風力発電所 | 石狩市厚田区聚富望来風力発電事業 | 方法書 | 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 |
| 風力発電所 | （仮称）新むつ小川原ウインドファーム事業 | 準備書 | コスモエコ・パワー |
| 風力発電所 | （仮称）新岩屋ウインドパーク事業 | 準備書 | コスモエコ・パワー |
| 最終処分場 | フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業 | 準備書 | 大阪湾広域臨海環境整備センター |
| 風力発電所 | （仮称）串間市いちき風力発電事業 | 方法書 | イメージワン |
| 風力発電所 | （仮称）会津若松みなと風力発電事業 | 方法書 | イメージワン |
| 風力発電所 | （仮称）西山風力発電事業 | 方法書 | 日本風力エネルギー |
| 道路 | 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市） | 評価書 | 千葉県 |
| 風力発電所 | 姫神ウインドファーム事業 | 方法書 | コスモエコ・パワー |
| 風力発電所 | （仮称）島牧ウインドファーム事業 | 方法書 | コスモエコ・パワー |
| 風力発電所 | （仮称）北海道小樽余市風力発電所 | 配慮書 | 双日 |
| 風力発電所 | （仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業 | 配慮書 | 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 |
| 風力発電所 | （仮称）北条砂丘風力発電所更新計画 | 配慮書 | 北栄町 |
| 土地区画整理 | （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 | 方法書 | 横浜市 |
| 風力発電所 | （仮称）番屋風力発電所更新事業 | 配慮書 | 鹿児島風力発電研究所 |
| 道路 | 福岡広域都市計画道路 1・4・1-3号 都市高速道路3号線延伸事業 | 評価書 | 福岡市 |
| 飛行場 | 屋久島空港滑走路延伸事業 | 方法書 | 鹿児島県 |
| 風力発電所 | （仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業 | 配慮書 | コスモエコ・パワー・加藤総業 |
| 風力発電所 | （仮称）上勇知ウインドファーム事業 | 評価書 | コスモエコ・パワー |
| 風力発電所 | （仮称）中里風力発電所設置 | 評価書 | くはつみウインド1号合同会社 |
| 風力発電所 | （仮称）串間市いちき風力発電事業 | 配慮書 | イメージワン |
| 風力発電所 | （仮称）会津若松風力発電事業 | 配慮書 | イメージワン |
| 風力発電所 | （仮称）日置市及び鹿児島市における風力発電事業 | 方法書 | 日本風力エネルギー |
| 風力発電所 | （仮称）国見風力発電事業 | 方法書 | 日本風力エネルギー |
| 風力発電所 | （仮称）いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業 | 方法書 | NWE-09 インベストメント |

参考

環境影響評価法における風力発電所の取扱いについて

- 法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、適正な規模を検討してはどうか。
- 風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、事業規模よりも立地する場所に依拠する度合いが大きいと考えられる。
- 現行の環境影響評価法においては、著しい環境影響のおそれがある事業かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっている。
- 現行法下における喫緊の対応として、法全体に関わる上記の仕組みを前提として、法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、適正な規模を検討してはどうか。

環境影響評価法における風力発電所の取扱いについて

□ 風力発電所の規模要件については、以下のようなその他の法対象事業の考え方を敷衍し設定してはどうか。

➤ 法対象事業全般における「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方

- 法対象事業の「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方は、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地改変による影響の大きさと、環境負荷の発生・排出の度合いに着目して設定されている。
- 土地区画整理事業や工業団地造成事業、太陽電池発電所等のいわゆる面的事業は、面積100haがメルクマールとして設定されている。
- 面的事業のうち、面開発として土地の形状の変更等による通常想定される影響のほか、事業の特性からとりわけ環境負荷が大きいと想定される埋立て・干拓や廃棄物最終処分場では50ha、30haという数値が設定されている。
- 道路・鉄道等のいわゆる線的事業は、著しい影響の恐れのある範囲を想定（両側50m程度）し、これが100haに相当する長さ10kmを要件としている。
- その他火力発電所等のいわゆる点的事業は、面的規模ではなく環境負荷の発生・排出量等に着目することが適切であることから、施設の能力を基準として設定されている。

環境影響評価法における風力発電所の取扱いについて

- 以下の観点から、**面的事業の100haをメルクマールとしつつ、土地の形状の変更に加えて、風力発電の事業特性として懸念される発電設備（風車）による環境負荷の度合いを鑑みてより厳しい改変面積を基に設定してはどうか。**
- ① 風力発電は、列状に発電設備を設置する線的な事業としてとらえ、面積100haの考え方を適用することが適切ではないか。
 - ② また、風力発電設備は、数十メートルのタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという特性があることから、面積要件を厳しく設定することが適切ではないか。

環境影響評価法における風力発電所の取扱いについて

| 環境影響評価法の対象事業 | | 第一種事業 (必ずアセスを行う事業) | 第二種事業 (アセスが必要かどうか個別に判断する事業) |
|---|----------|-----------------------|-----------------------------|
| 1 道路 | 高速自動車国道 | すべて | — |
| | 首都高速道路など | 4車線以上のもの | — |
| | 一般国道 | 4車線以上・10km以上 | 4車線以上・7.5km～10km |
| 2 河川 | 林道 | 幅員6.5m以上・20km以上 | 幅員6.5m以上・15km～20km |
| | ダム、堰 | 湛水面積100ha以上 | 湛水面積75ha～100ha |
| 3 鉄道 | 放水路、湖沼開発 | 土地改変面積100ha以上 | 土地改変面積75ha～100ha |
| | 新幹線鉄道 | すべて | — |
| 4 飛行場 | 鉄道、軌道 | 長さ10km以上 | 長さ7.5km～10km |
| | | 滑走路長2,500m以上 | 滑走路長1,875m～2,500m |
| 5 発電所 | 水力発電所 | 出力3万kW以上 | 出力2.25万kW～3万kW |
| | 火力発電所 | 出力15万kW以上 | 出力11.25万kW～15万kW |
| | 地熱発電所 | 出力1万kW以上 | 出力7,500kW～1万kW |
| | 原子力発電所 | すべて | — 1 |
| | 太陽電池発電所 | 出力4万kW以上 | 出力3万kW～4万kW |
| | 風力発電所 | 出力1万kW 以上 | 出力7,500kW～1万kW |
| 6 廃棄物最終処分場 | | 面積30ha以上 | 面積25ha～30ha |
| 7 埋立て、干拓 | | 面積50ha超 | 面積40ha～50ha |
| 8 土地区画整理事業、 9 新住宅市街地開発事業、 10 工業団地造成事業 11 新都市基盤整備事業 12 流通業務団地造成事業 13 宅地の造成の事業 (住宅・都市基盤整備機構、地域振興整備公団) | | 面積100ha以上 | 面積75ha～100 |
| ○港湾計画 | | 埋立・掘込み面積の合計300ha以上 | |

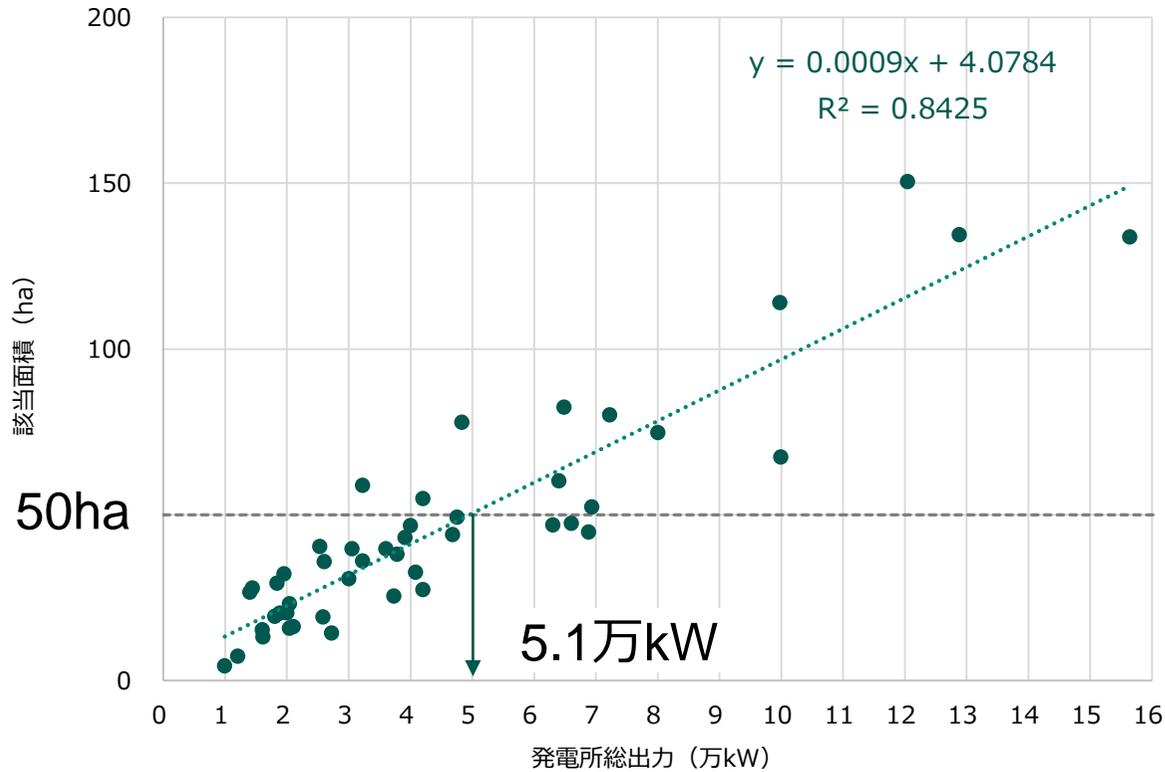
環境影響評価法における風力発電所の取扱いについて

- 面的事業の100haをメルクマールとしつつ、土地の形状の変更等による通常のいわゆる面開発に伴う影響に加えて、風力発電の事業特性として懸念される発電設備（風車）の特性に鑑みて、
- 以下のデータを踏まえ、例えば、一つの考え方として、第一種事業の規模要件を5万kW以上、第二種事業の規模要件を3.75万kW以上5万kW未満とすることはどうか。
- 風力発電は設備を列状に配置することが多いことから、道路と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲を想定する。
 - また、風力発電は、数十メートルのタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいことから、面的事業の100haより厳しい要件を設定している埋立・干拓と同様に50haに相当する出力規模としてはどうか。
 - 2012年以降に評価書手続きが終了した46事例について上記の考え方で線的な事業とみなした面積を分析すると、50ha相当はおよそ5万kWとなる。

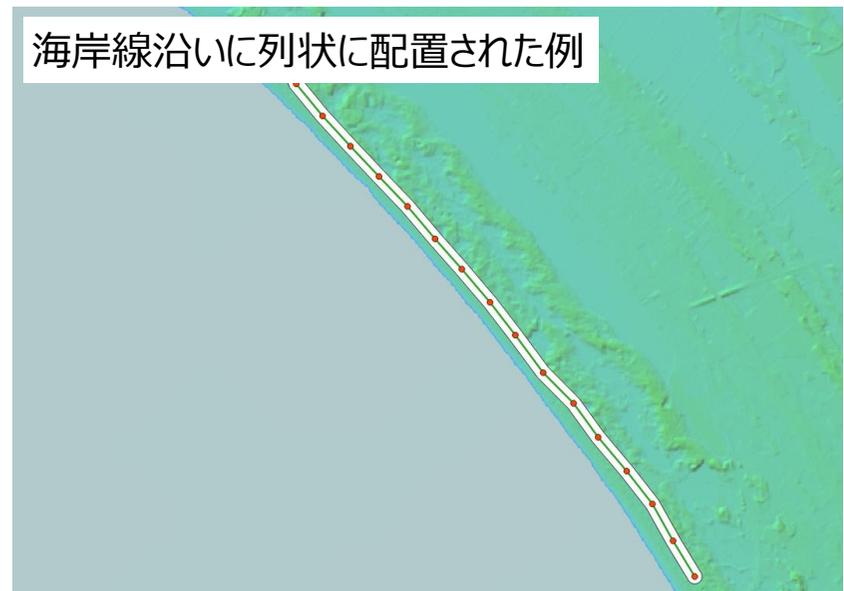
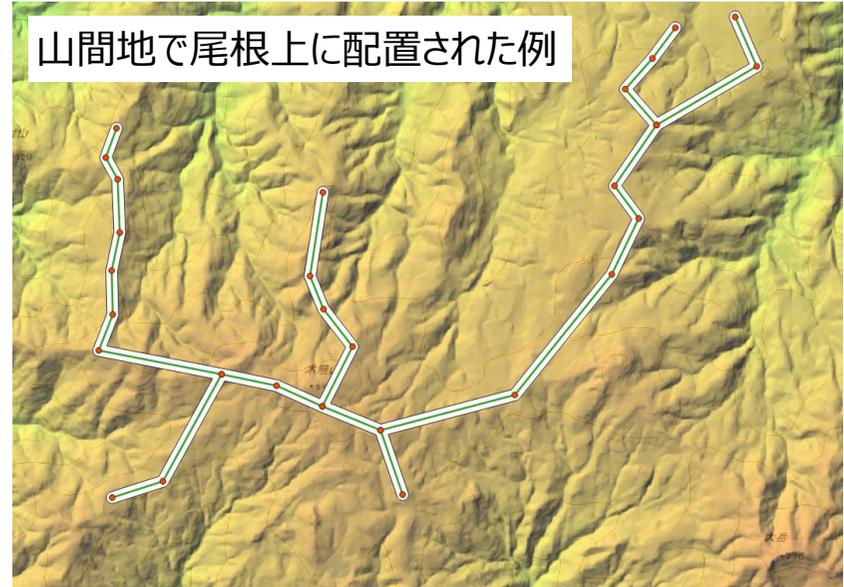
環境影響評価法における風力発電所の取扱いについて

線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係

※列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



※2012年以降に評価書手続きが終了した46事例（経過措置事業は除く）の風車配置に基づき作成



環境影響評価法における風力発電所の取扱いについて

【規模要件を引き上げる場合の留意事項】

- 法の対象とする事業の規模要件を引き上げる場合、法対象とならない規模の事業については、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度を形成してきたことに鑑み、環境影響の未然の防止や地域とのコミュニケーションの促進を図る観点等といった環境影響評価条例の果たしてきた役割といった経緯なども踏まえ、地域の実情に応じて、地方自治体の判断により都道府県・政令市の条例により適切に手当していくことが考えられる。
- 規模要件に係る政令の公布から施行までに要する期間としては、制度改正による混乱を招かないよう、事業者その他の関係者等への周知期間が必要である。その他、条例における現在の風力発電所の規模要件の見直し、現在風力発電所を対象としていない都道府県・政令市における対象事業としての追加等、必要な条例改正の検討と、その周知期間を勘案すると、施行までのリードタイム（1年程度）を確保することが必要ではないか。
- 事業を分割しアセス逃れをする事業者がでてくることが懸念され、いわゆる**アセス逃れの防止**のための措置（法アセスの対象とすべき一の事業の考え方を提示すること等）を検討することが必要ではないか。
- **現在法により手続き中の案件**について、どのように取り扱うかを検討する必要があるのではないか。
対応案1：現在手続き中のものは、手続き終了まで法に基づいて実施
対応案2：法からの経過措置（のりかえ措置）を条例で定め、条例に基づいて実施

風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル

風力発電に係るゾーニングの背景

- ◆ 東日本大震災や固定価格買取制度導入等により、風力発電の導入が加速
- ◆ 風力発電は地球温暖化対策推進の上で重要である一方、騒音、バードストライク等の環境への影響や、住民等の反対が顕在化

- ✓ 風力発電の導入促進と環境保全の両立した導入可能性を検討できるエリア抽出が必要。
- ✓ 環境省では、平成28年度から、地方公共団体の協力を得て、風力発電に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業を実施

- ✓ 広く地方公共団体に使って頂くために「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を平成30年3月に取りまとめ、令和2年3月に改定、公表

風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル
(第1版)

平成30年3月
環境省

【ゾーニングマニュアル記載事項】

- ・風力発電の導入見通しの設定
- ・関係者・関係機関の抽出
- ・ゾーニングに係る情報収集の進め方
- ・ゾーニングマップ案の作成（レイヤーの重ね合わせ）
 - エリアの種類
 - エリア設定の考え方
- ・合意形成の手法
- ・ゾーニングマップの活用

環境アセスメントデータベース“EADAS” GIS収録情報①

■全国環境情報

自然環境に関する情報

社会環境に関する情報

大気環境の状況

- 気象観測所
- 大気汚染常時監視測定局
- 自動車騒音常時監視地点

水環境の状況

- 河川
- 湖沼
- 潮汐観測位置
- 波浪観測位置
- 河川の公共用水域水質測定点
- 湖沼の公共用水域水質測定点
- 海域の公共用水域水質測定点
- 水浴場水質測定点

土壌及び地盤の状況

- 土壌分類図
- 土壌図
- レッド・テータ土壌

放射性物質の状況

- 空間線量の測定地点

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オシロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地
- 海生哺乳類の分布情報
- 海生爬虫類（ウミガメ産卵地以外の確認情報）
- 重要湿地
- 重要里地里山
- 重要野鳥生息地（IBA）
- 生物多様性重要地域（KBA）
- ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）
- EAAFP^(※)国内参加地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000
- ウミガメ産卵地
- 海棲哺乳類確認情報
- 海鳥繁殖地
- 海の重要野鳥生息地（マリンIBA）
- 重要海域
- 海生生物の重要な生息環境（岩礁域、湧昇域）
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域
- 干潟・藻場・サンゴ礁分布
- 環日本海エリアのクロロフィルa濃度（2000～2019平均）
- 絶滅危惧種（植物）の分布情報
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林
- 現存植生図（縮尺1/2,5万）
- 現存植生図（縮尺1/2,5万）整備済みメッシュ
- 現存植生図（縮尺1/5万）
- 植生自然度図
- 植生自然度図（自然度9、10）
- 保護林
- 緑の回廊

その他の事項

- 雷マップ
- 台風経路図
- 最深積雪

(※)東アジア・オーストラリア地域
フライウェイ・パートナーシップ

景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

- 自然景観資源
- 観光資源
- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 国立公園の利用施設計画
- 国立公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- キャンプ場
- 長距離自然歩道
- 海水浴場・潮干狩り場
- 海が見える主要な眺望点
- マリンスポーツ・レジャー
- 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織
- 水産資源に関する情報を有する組織・機関
- スカイスports
- 天文台
- 残したい日本の音風景100選
- 快水浴場百選
- 水源の森百選
- 白砂青松100選
- 美しい日本のむら景観百選
- 日本100名城
- 日本の夕陽百選
- 日本の歴史公園100選
- さくら名所

地形及び地質の状況

- 地形分類図
- 人工地形及び自然地形分類図
- 日本の典型地形
- 日本の地形レッドデータ
- 地方公共団体選定の重要な地形・地質
- 赤色立体地図（陸域詳細版）
- 傾斜区分図
- 地上開度
- 水深（500mメッシュ）
- 水深（等深線J-EGG500等）
- 水深（等深線M7000）
- 海底地形図（赤色立体地図）
- 表層地質図
- 表層地質図_断層
- 海底の表層堆積図
- 海底地質図
- 海底の底質

人口及び産業の状況

- 人口集中地区（DID）

土地利用の状況

- 土地利用
- 国土画像情報

交通の状況

- 数値地図道路データ（道路分類）
- 数値地図道路データ（幅員区分）
- 船舶通航量

廃棄物の状況

- 産業廃棄物処理施設

河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

- 利水現況図
- 内水面漁業権
- 上水道関連施設
- 名水100選
- 漁業権
- 魚礁
- 港湾
- 漁港
- 低潮線保全区域
- 航路標識
- 海底ケーブル
- 海底ケーブル区域
- 海底輸送管
- 海上構造物
- 沈船
- 海底障害物
- 指定錨地
- 検査錨地

学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等

- 学校
- 病院、診療所
- 福祉施設
- 図書館
- 基盤地図情報 建築物データ

環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等

- 公共用水域類型区分
- 自然公園区域（国立公園）
- 自然公園区域（国立公園）
- 自然公園区域（都道府県立自然公園）
- 自然環境保全地域（国指定）
- 自然環境保全地域（都道府県指定）
- 近郊緑地保全区域
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区（国指定）
- 鳥獣保護区（都道府県指定）
- 生息地等保護区
- 保護水面
- 自然再生事業実施地域
- 世界自然遺産
- 重要な文化的景観
- 国指定文化財等
- 都道府県指定文化財
- 埋蔵文化財包蔵地
- 世界文化遺産
- 世界文化遺産候補地
- 景観計画区域
- 景観地区・準景観地区
- 景観重要建造物・樹木
- 歴史的風土保存区域
- 保安林（国有林、民有林）
- 水源涵養保安林（利水現況図情報）
- 国有林
- 海岸保全区域
- 農業地域、農用地区域
- 土地利用基本計画（都市地域、農業地域、森林地域）
- 都市計画用途地域
- 経緯線
- 標準地図メッシュ
- 行政区域
- 行政界（利水現況図情報）
- 海岸線からの離岸距離
- 海岸線（有人島）からの離岸距離
- 領海外縁線
- 航空制限区域
- 航空保安無線施設
- 航空管制用レーダー施設
- 気象レーダー設置場所（気象庁）
- レーダー雨量計設置場所（国土交通省）
- 航空自衛隊レーダーサイト
- 自衛隊・米軍基地
- 米軍演習区域

防災関連情報

- 砂防指定地
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 山地災害危険地区（国有林、民有林）
- 土砂災害危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域（洪水）
- 浸水想定区域（津波）
- 災害履歴図（土地履歴調査）
- 治水地形分類図

その他の事項

- 航空保安無線施設
- 航空管制用レーダー施設
- 気象レーダー設置場所（気象庁）
- レーダー雨量計設置場所（国土交通省）
- 航空自衛隊レーダーサイト
- 自衛隊・米軍基地
- 米軍演習区域

環境アセスメントデータベース“EADAS” GIS収録情報②

■再生可能エネルギー情報

再生可能エネルギー発電所

- 既設の風力発電所（発電所位置）
- 既設の風力発電設備（風車位置）
- 計画中の風力発電所
- 計画中の太陽電池発電所
- 既設の地熱発電所
- 計画中の地熱発電所
- 事業計画認定情報
（FIT認定設備の概略位置）
太陽光発電（2,000kW未満）
太陽光発電（2,000kW以上）
風力発電
水力発電
地熱発電
バイオマス発電

再生可能エネルギー資源情報

- 風況マップ
- 日射量マップ
- 地熱マップ
地下温度構造（G.L.0m）
地下温度構造（G.L.-500m）
地下温度構造（G.L.-1000m）
地下温度構造（G.L.-1500m）
地下温度構造（G.L.-2000m）
地下温度構造（G.L.-2500m）
地下温度構造（G.L.-3000m）
地下温度構造（G.L.-3500m）
地下温度構造（G.L.-4000m）
地下温度構造（G.L.-4500m）

電力系統情報

- 系統マップ

再生可能エネルギー施策情報

- 再エネ海域利用法に基づく促進区域
- 海洋再生可能エネルギー実証フィールド
- 情報整備モデル地区
- ソーニング事業（環境省）

■国立公園等インベントリ整備情報

国立公園等インベントリ整備情報

- 主題図1_重要種分布図
- 主題図2_重要な生物群集図
- 主題図3_重要な視点場図
- 主題図4_公園計画の見える化図
- 主題図5_情報GAP図

■風力発電における鳥類のセンシティブティマップ^o

風力発電における鳥類の センシティブティマップ（陸域版）

- 注意喚起メッシュ
- 重要種
イヌワシの分布図
チュウヒの分布図
サンカノゴイの分布図
オオヨシゴイの分布図
オジロワシの分布図
クマタカの分布図
オオワシの分布図
タンチョウの分布図
コウノトリの分布図
- 集団飛来地
- 鳥類の渡りルート
日中の渡りルート
夜間の渡りルート
- その他
猛禽類の渡りの飛翔高度図

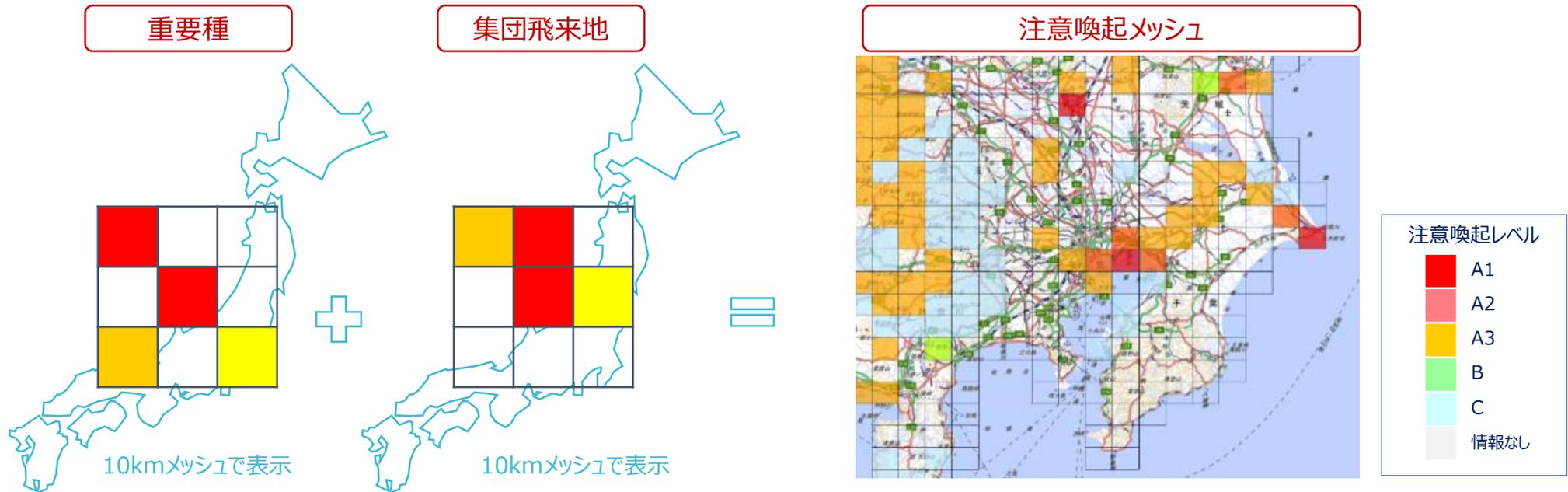
風力発電における鳥類の センシティブティマップ（海域版）

- 注意喚起メッシュ
注意喚起メッシュ
申請後データありメッシュ
- 構成要素
保護区等の評価メッシュ
海鳥の集団繁殖地の評価メッシュ
海鳥の洋上分布の評価メッシュ
- 飛行機による海鳥の分布調査
調査範囲
密度分布（全調査回）
密度分布（月別調査）
- 参考資料
船による海鳥の分布調査（調査範囲）
船による海鳥の分布調査（密度分布）
船による海鳥の分布調査（申請後データありメッシュ）

風力発電における鳥類のセンシビティマップ°（陸域版）

- バードストライクとの関連性が高い重要種の分布や鳥類の集団飛来地の情報を、全国の二次メッシュ（約10km四方）についてスコアで示し、5段階に分類。
- 注意喚起レベルに応じて、当該メッシュにどのような重要種が分布するのか、またどのような集団飛来地があるのかを示すことにより、立地検討の参考とし、必要な調査を促す。

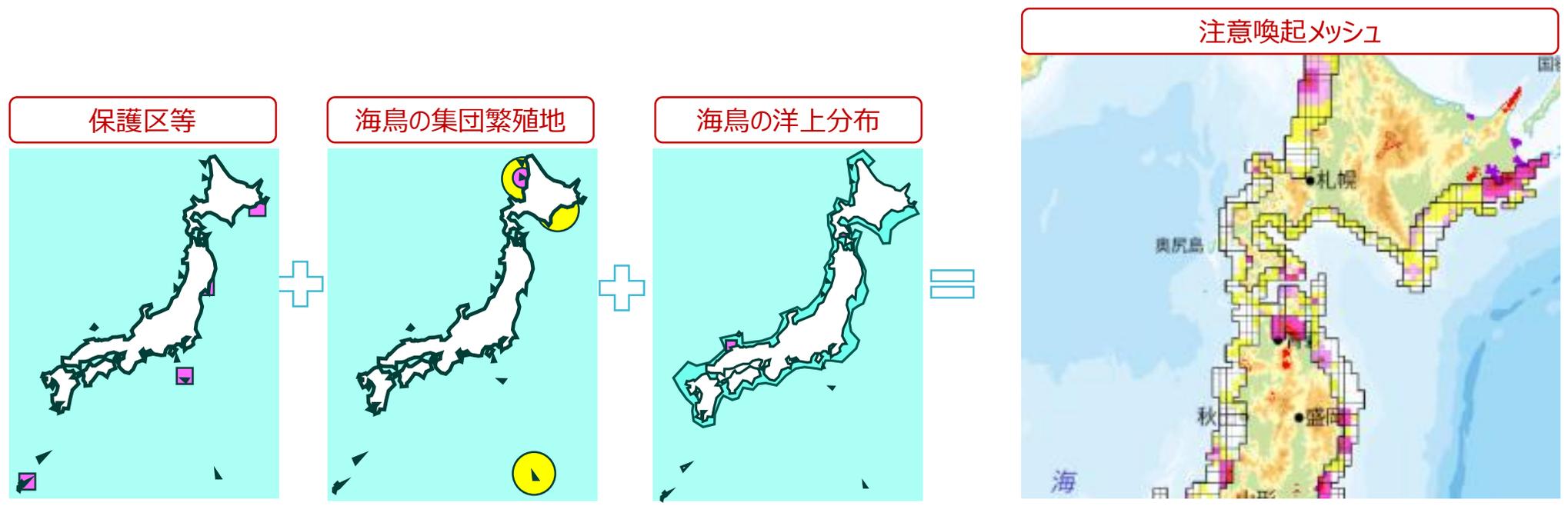
- 重要種：生息環境、風車との関連性等を勘案して10種を選定し、それぞれの種にランク3～1を設定。
- 集団飛来地：ガン類やハクチョウ類等の集団飛来地を、分類群ごとに個体数に応じて、ランク3～1を設定。
- 評価：注意喚起レベル A1,A2,A3,B,C,情報なしの6段階で表示。



風力発電における鳥類のセンシビティマップ^o（海域版）

- 「保護区等」「海鳥の集団飛来地」「海鳥の洋上分布」の3つの構成要素をメッシュごとにスコア化し、重ね合わせて6つのレベルで評価。
- 注意喚起レベルに応じて、当該メッシュにどのような重要種が分布するのか、またどのような集団飛来地があるのかを示すことにより、立地検討の参考とし、必要な調査を促す。

- 保護区等：国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、希少な海鳥の集団繁殖地のメッシュをスコア化。
- 海鳥の集団飛来地：種の希少性や飛翔高度などから洋上風力発電との関連性を種別にスコア化。
- 海鳥の洋上分布：飛行機による海鳥の分布調査（沿岸3回、沖合1～3回）よりスコア化。
- 評価：注意喚起レベル5～1、低、情報なしの7段階で表示。

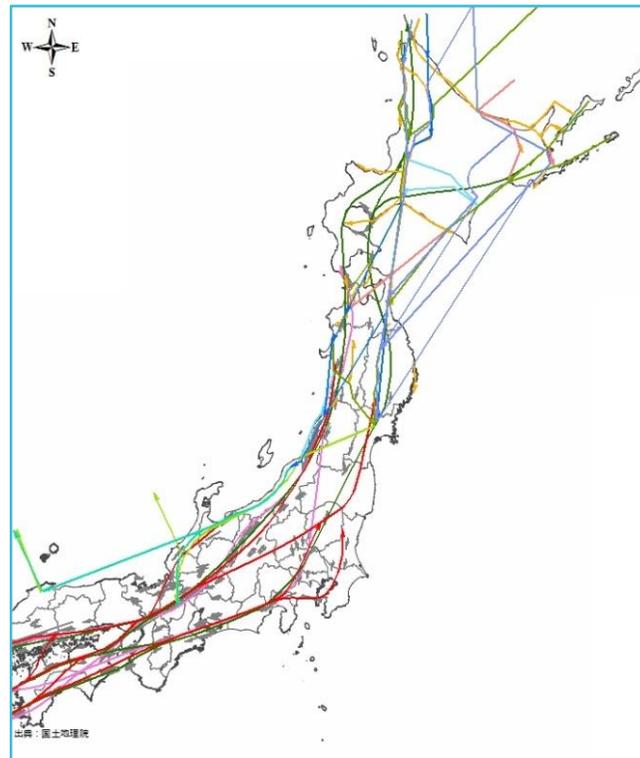


風力発電における鳥類のセンシビティマップ^o（渡りルート）

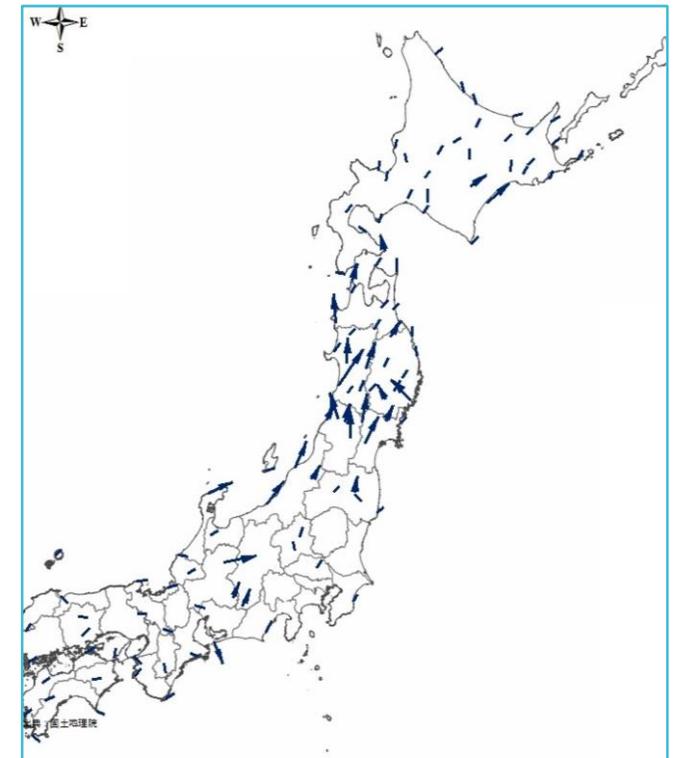
- 鳥類の渡りルートは、天気や風況などの条件によりコースや幅が変化するため、注意喚起メッシュとは別に、地図上にラインで表示。
- 渡りルートとなる地域で事業を計画する場合には、渡り鳥に関する必要な調査の実施を促す。

- 猛禽類やガン類などの日中に渡りを行う種及び小鳥類など夜間に渡りを行う種を対象に作成。
- 日中の渡りルート
文献と専門家へのヒアリング調査により作成。
- 夜間の渡りルート
現地調査を実施して作成。

日中の渡りルート



日中の渡りルート



環境省による環境影響評価図書公開における公開期間

- ウェブでの公開は、**配慮書、方法書、準備書**については、**次段階の環境影響評価図書が公開**されるまで。
- 評価書及び報告書**については、**事業者の報告書の公表開始日から5年を経過した日**まで。
- 報告書の規定が適用されない評価書については、**工事完了から5年を経過した日**まで。

| 環境影響評価図書 | ウェブ公開終了日 |
|------------------------------------|--|
| ・計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書（法第3条の7第1項） | 環境影響評価方法書のウェブ公開開始日又は事業者による計画段階環境配慮書の案若しくは計画段階環境配慮書の縦覧開始日から5年を経過した日のいずれか早い日 |
| ・環境影響評価方法書及び要約書（法第7条） | 環境影響評価準備書のウェブ公開開始日又は事業者による環境影響評価方法書の縦覧開始日から5年を経過した日のいずれか早い日 |
| ・環境影響評価準備書及び要約書（法第16条） | 環境影響評価書のウェブ公開開始日又は事業者による環境影響評価準備書の縦覧開始日から5年を経過した日のいずれか早い日 |
| ・環境影響評価書及び要約書（法第27条） | 事業者による報告書の公表開始日から5年を経過した日 ただし、法第38条の2が適用されないものは、工事完了から5年を経過した日 |
| ・報告書（法第38条の3第1項） | 事業者による報告書の公表開始日から5年を経過した日 |

